

出版倫理の最良実践ガイドライン： 出版者の視点

- 倫理的な出版実践の促進
- 透明性について
- 研究における公正さの促進
- 編集基準およびプロセス
- 出版履行責任について
- 着想および表現の所有権
- 最良実践の声明

ワイリー・ブラックウェルは世界有数の出版社で、700以上の学術学会と提携している。当社は高い倫理基準を上げることの重要性を認識し、ワイリー・ブラックウェルの刊行物全般における倫理的な出版活動の促進に取り組んでいる。本書では、学術出版における主な倫理上の原則に対するワイリー・ブラックウェルの立場を示し、倫理行動の促進、問題の発生要因を考察する。本書により議論が促進され、必要な変更を行い、その変更内容については、最良の実践例による実際的な指針を提示することを目的としている。

“優れたドキュメントである。ここには、編集作業で遭遇する幅広い倫理問題と実践的な問題の両面が取り上げられている”

「Child & Adolescent Mental Health」編集者
Panos Vostanis

“素晴らしい。特に‘最良の実践’のセクションが気に入っている。有益な情報源になる”

「Oral Diseases」共同編集者 Bruce Baum

“よく扱う問題を網羅し、我々の実践規範を向上させるためのアイデアが提起されている”

「The Journal of Physiology」管理編集者 Carol Huxley

「出版倫理の最良実践ガイドライン：出版者の視点 (Best Practice Guidelines on Publication Ethics: A Publisher's Perspective)」国際臨床実習ジャーナル (International Journal of Clinical Practice) の許可のもと複製された。

Graf C, Wager E, Bowman A et al. *Int J Clin Pract* 2007;**61**(s152):1-26.
<http://www.blackwell-synergy.com/doi/pdf/10.1111/j.1742-1241.2006.01230.x>



WILEY-
BLACKWELL

www.BlackwellPublishing.com/PublicationEthics

目次

ワイリー・ブラックウェル出版倫理：倫理的な出版実践の促進	1	出版履行責任について	9
背景	1	着想および表現の所有権	10
出版倫理の最良実践ガイドライン：出版者の視点	1	盗作と著作権	10
変更の導入：		知的所有権の保護	10
ワイリー・ブラックウェルがどのように支援を提供するか	1	査読者行為と知的所有権	10
進化	1	フローチャート	11–26
構成	1	フローチャート：「原著者の変更」	11–13
お問合せ先・出版倫理ヘルプデスク	1	フローチャート：「重複（二重）出版の疑義がある場合の対処法」	14–15
出版倫理の最良実践ガイドライン	2	フローチャート：「データ捏造の疑義がある場合の対処法」	16–17
透明性について	2	フローチャート：「盗作の疑義がある場合の対処法」	18–19
出資者は誰か？	2	フローチャート：「投稿論文に倫理問題の疑義がある場合の対処法」	20
誰の手によるものか？	2	フローチャート：「編集決定への意義申し立てに対する対処法」	21
過去に出版されている論文か？	3	フローチャート：「刊行物に対して苦情が出された場合の対処法」	22
研究における公正さの促進	4	フローチャート：「読者が出版論文に開示されていない利害対立の疑義があると考えられる場合の対処法」	23
研究の不正行為	4	フローチャート：「査読者が投稿論文に開示されていない利害対立の疑義があると考えられる場合の対処法」	24
研究参加者／被験者の権利の保護	5	フローチャート：「ゴースト著者、名誉著者、贈与著者等、原著者の疑義がある場合の対応」	25
文化および遺産の尊重	5	フローチャート：「査読者が著者の着想およびデータを盗用した疑義がある場合の対処法」	26
研究および出版の不正行為の読者への通知	5	倫理方針テンプレート	27
編集基準およびプロセス	6	参考文献	裏表紙内側
査読システム	6		
査読者の選任および業績	6		
異議申し立てについて	7		
利害の対立	7		
編集者の独立性について	8		
正確性について	8		
学術的議論	8		

ワイリー・ブラックウェル出版倫理： 倫理的な出版実践の促進

ワイリー・ブラックウェルは世界有数の出版社で、700以上の学会と提携している。当社では高い倫理基準を作り上げることの重要性を認識し、ワイリー・ブラックウェルの刊行物全般における倫理的な出版活動の促進に取り組んでいる。

背景

学術出版は、信頼に依存する部分が多い。編集者は校閲者を信頼して公正な評価を行い、著者は編集者を信頼して適任の校閲者を選び、読者はその校閲プロセスに信頼をおく。学術出版は、学術、経済、時には政治といった環境下での利害に結びつき、衝突や競争を引き起こすこともある。的確な決断や、こういった影響力をうまく扱える強い編集プロセスは、学術学会、刊行物編集者、著者、研究支援者、読者、出版者に有益な、持続可能で効率的な出版システムを促進する。優れた出版の実践は偶然に出来上がるものではなく、積極的に促進してはじめて確立されるものである。

出版倫理の最良実践ガイドライン：出版者の視点

本書では、学術出版における主な倫理上の原則に対するワイリー・ブラックウェルの立場を示し、倫理行動の促進、問題の発生要因を考察するものである。本書により、議論を促し、必要な変更を行い、また、その変更通知については、最良の実践例による実際的な指針を提示することを目的としている。

これらの指針は、ワイリー・ブラックウェルの刊行物編集者、関係する学術学会へ向けて、それぞれの出版倫理政策およびシステムの開発、実行のための骨組みを提供する目的で作成されたものである。ワイリー・ブラックウェルは、編集者に対し、このガイドラインを採用し、各自の出版環境のニーズに適合させることを推奨する。

変更の導入：ワイリー・ブラックウェルがどのような支援を提供するか

本書で示される見解は、編集者が各自の方針やプロセスの見直し、改正を促しうるものである。ワイリー・ブラックウェルは、当社の刊行物の校閲過程において編集者を支援し、各自の決定に従って、各自の方針およびプロセスの見直しを支援する。

進化

特に医学界など、業界により、出版倫理についての論争が急速に展開されている。当社は、それに応じ、随時ガイダンスを更新する。

構成

出版倫理の一般的な原則についての幅広いテーマをグループ分けし、議論する。原則の説明の後に、影響を与えうる要因を示す。セクションの順序は優先順位を意味するものではない。

ワイリー・ブラックウェル出版倫理会：Alyson Bowman, Suzan Fiack, Chris Graf, Andrew Robinson, Allen Stevens 本文書の作成にあたり、Elizabeth Wager氏 (Sideview社、出版コンサルタント) のコンサルタントとしてのお力添え、フローチャートの利用許可を下さった出版倫理委員会 (Committee on Publication Ethics)、見識を提供下さった当社の25名の校閲者パネリストの皆様へ感謝の意を表す。

「出版倫理の最良実践ガイドライン：出版者の視点 (Best Practice Guidelines on Publication Ethics: A Publisher's Perspective)」
国際臨床実習ジャーナル (International Journal of Clinical Practice) の許可のもと複製された。

Graf C, Wager E, Bowman A et al. *Int J Clin Pract* 2007;**61**(s152):1-26.
www.blackwell-synergy.com/doi/pdf/10.1111/j.1742-1241.2006.01230.x

お問合せ先・出版倫理ヘルプデスク

ワイリー・ブラックウェルの刊行物に携わる編集者が、出版倫理について特定の質問がある場合には、まずはワイリー・ブラックウェル発行物出版マネージャーまたは編集者にお問い合わせください。

その他のご質問は、ワイリー・ブラックウェル倫理ヘルプデスクまでお問い合わせ下さい。

メール：Publication.ethics@wiley.com

2 出版倫理の最良実践ガイドライン

本書では、学術出版における主な倫理上の原則に対するワイリー・ブラックウェルの立場を示し、倫理的行動の促進、問題の発生要因を考察する。本書により議論が促され、必要な変更を行い、また、その変更通知につ

いては、最良の実践例による実際的な指針を提示することを目的としている。

透明性について

出資者は誰か？

読者は、研究プロジェクトや書籍発行の資金提供者が誰かを知る権利がある。

- 全ての研究論文に、研究資金提供者が掲載されなければならない。
- 例えば、いかなる出版物についても、営利会社、慈善団体、政府の省庁などの出資は、その旨をその出版物に明記しなければならない（例：研究論文、論評、レター、論説、解説等を含む）。
- 研究デザイン、出資者／著者の採用、データ収集、データ分析、原稿準備、または出版決定の管理などに携わる研究出資者および全当事者の役割は、出版物に明記するものとする。ただし、著者／貢献者リストからそのことが明らかな場合は除く。
- 出版物に対するその他の支援も明確に原稿に示されなければならない。通常は、謝辞に明記する。例えば、ワイリー・ブラックウェル・オンライン・オープン（オープンアクセス）出版、執筆支援／編集支援への資金提供がこれに含まれる場合もある。
- コラム 1 参照。

コラム 1. 最良の実践：透明性について

研究や出版の出資元は常に明らかにしなければならない。編集者はこの旨を各自の編集方針に明確に盛り込まなければならない。著者は常に、研究資金に関する情報を、出版のために準備した全文書に含めなければならない。臨床試験登録番号がある場合には、これも明記する。

誰の手によるものか？

著者リストには、誰による作品かが正確に反映されなければならない。全出版作品は 1 名または複数の著者に属するものでなければならない。

- 刊行物の投稿規定には、学術的著作の原著者資格についての考え方が説明され、どのような貢献が原著者としての資格を認められ、どういった場合に認められないのかを明示されなければならない。
- 刊行物は貢献者に、原著者資格についての方針の内容を喚起し（例：医学雑誌編集者国際委員会 [ICMJE] の基準 [1]）、適切に策定された著作者宣言の厳守を奨励するものとする。
- 研究・出版の過程での個人の貢献を掲載することにより、従来の著者の掲載よりも透明性を高め、「ゴースト」著者（著者資格はあるが氏名が掲載されない個人）や「ゲスト（名誉）」著者（研究に直接の関わりを持たず、著者資格はないが、学部長などの役職にあるため氏名が掲載されている個人）など不適切な著者掲載を阻止することができる。
- 編集者は全ての著者が、刊行物の原著者としての基準を満たし、この基準を満たさない個人は著者リストから割愛するという旨を述べた宣言を求めなければならない。
- 編集者は、出版物の原著者としての基準を満たさない個人による出版への多大な貢献の全てを著者が認めたことを確認する声明を求めなければならない。例えば、その貢献度によって、著者の編集者、統計分析者、医療著述家、または翻訳者が挙げられる。
- 原著者紛争またはその食い違いが出版前に発覚した場合（例：著作者リスト提出後の変更依頼など）、編集者は、刊行物の著作者方針を連絡窓口となる著者によく説明し、出版作業を実行する前に全著者がその変更で同意することを確定しなければならない。
- 出版後に原著者資格についての紛争が起こった場合（例：自分が論文に著者として掲載されるべきであったと、編集者に名乗り出てきた場合、または自分の名前を論文から削除することを求めてきた場合など）、編集者は連絡窓口となる著者と、可能であれば他の著者へも連絡をとり、当該問題の真相を明確にしなければならない。
- 原著者資格についての方針を明確に規定し、明確な原著者資格の申告を受けた場合（全著者が合意基準を満たし、原著者資格に値する個人が除外されていないと申告された場合）、純粋な間違いが起こることは考えにくいですが、編集者は、このような間違いが起きた場合は、訂正の出版も検討するものとする。
- コラム 2、3、4 参照。
- 「著作者の変更」（11～13 ページ）に関する COPE フローチャートを参照。

コラム 2. 最良の実践：原著者と謝辞

医学雑誌編集者国際委員会 (ICMJE, The International Committee of Medical Journal Editors) では医療分野以外にも適用できる原著者の定義を規定している [1]。ワイリー・ブラックウェルでは、刊行物の編集者が各自の編集方針の一環として、ICMJE による原著者の資格基準を採用するよう薦めている。ICMJE の原著者資格基準では、「原著者の信用度は、1. 構想、デザイン、データ収集、データの分析と解釈に実質的な貢献をしている、2. 論文の起草、重要な知的内容に関する批判的な修正を行っている、3. 出版段階の論文の最終承認を行っていることに基づくこととする」と述べている。著者はこれらすべての条件を満たすものとする。

ワイリー・ブラックウェルでは、編集者が著者に各自の原稿に対して貢献した内容のすべてについて、簡潔な説明書の提出を求めることを薦めている。各著者の貢献について簡潔に記載する。研究論文の著者は、出版の基となった研究データへのアクセスが完全に行えたか否かを述べなければならない。著者としてみなされたい貢献者も記載し、各自が特に行った貢献について記載する。この内容は謝辞に記載するものとする。

原著者についての説明／謝辞の実例

A, B, C 博士が、患者の採用、データ収集、データ分析を含む本研究の計画および実施を行った。B, C 博士が重要な知的情報を提供して、A 博士が起草を行った。著者は全員、最終原稿に同意した。(機関名記入)により、研究資金の提供、A, B, C 博士により提供されたデータ分析の統計支援提供、編集への出資が行われた。A, B, C 博士は研究データへのアクセスを完全に行うことができた。本原稿執筆準備中に編集支援を提供下さった D 博士へ感謝の意を表す。

ワイリー・ブラックウェルの全刊行物は、その出版前に、ワイリー・ブラックウェル・エクスクルーシブ・ライセンス・フォーム (The Wiley-Blackwell Exclusive License Form)、オンライン・オープン・フォーム (Online Open Form)、著作権指示フォーム (Copyright Assignment) のいずれかを、提出が求められる。いずれも、連絡窓口となる著者が他の全共著者より受けた論文出版の承認を文書で提示することが必要である。

コラム 3. 優れた実践：原著者情報の収集

学術論文の場合、原著者資格は、研究開始時点に決められなければならない。原著者資格の規定は、編集者の責任の域を超えるものである。編集者は、論文の貢献者について、透明性のある完全な説明を求めるものとする。

編集者は貢献者へ原著者資格基準を伝えるため (採用された場合)、および／または、個々の貢献者情報を正確に入手するために適切なシステムを採用しなければならない。これに関して、ワイリー・ブラックウェルは、当社の編集者に最適なアドバイスの提供が可能である。ワイリー・ブラックウェル

電子提出システムを利用することにより、原著者資格基準を説明し、原著者の情報を効率的に収集・管理することができる。

編集者は著者に、最初の提出文書の一部として、著者として記載されている各個人が適正な原著者資格基準を満たしており、原著者として資格のある個人の掲載が省略されておらず、貢献者および資金提供者が正しく認められ、著者と貢献者が各自の貢献の認識に同意していることを示す声明文の提出を求めるものとする。

コラム 4. 最良の実践：原著者がグループに帰属する場合

医学雑誌編集者国際委員会 (ICMJE, The International Committee of Medical Journal Editors) では、多数の著者が大規模な治験責任医師グループの代わりに報告を行う場合、その実施ガイダンスを提供している [1]。このガイダンスは医療分野以外にも適用できるものである。ワイリー・ブラックウェルでは、編集者へ ICMJE の方針の採用を薦めている。ICMJE のガイダンスには、次のように述べられている。大規模で、複数の中核層から成るグループによる研究においては、原稿の直接の責任を誰が引き受けるかを

確認しなければならない。それぞれの著者は上記の原著者資格基準を満たさなければならない。グループの複数の著者による原稿が提出される際には、連絡担当となる著者は、求められる引用を明確に提示し、全著者名並びにグループ名を明記するものとする。原稿の直接の責任を引き受ける著者は、より大きな著者グループのメンバー名を謝辞に追加して挙げなければならない。

過去に出版されている論文か？

刊行物の多くは、他で出版されていない作品に限って検討することを希望する。その理由のひとつに、科学論文は、重複出版による重大な結果として、価値をゆがめられかねないことが挙げられる。例えば、何らかの事情で、結果が 2 回以上メタ分析に含まれることがある。刊行物の編集者と読者の両者は、研究が過去に出版されているかどうかを知る権利がある。

- 刊行物は提出された作品および、その本質的内容が過去に出版されておらず、他での出版が検討されていないという内容の申告を著者に要求しなければならない。
- 主要研究レポートが出版された後に、重複が発覚した場合 (すなわち、過去に出版されていた場合)、編集者は著者に連絡をとり、重複出版通知の出版を検討しなければならない。
- 編集者は著者にオリジナル作品を要求し、意見記事 (例：論説、非体系的論評など) が過去に出版されていないかどうかを質問する権利がある。刊行物は、これらの出版物間でどの程度の重複が受け入れられるかについての方針を規定しなければならない。

- 臨床実験の出版を手がける刊行物は、出版前にかかる実験の登録要件を検討しなければならない。刊行物が、出版のための臨床実験登録を義務づけていなくても、編集者は臨床実験の明確な識別を促し、これらの情報が出版論文内のどこに表示されるかという方針を持たなければならない。
- 新分析または過去に出版されたデータの統合 (例：サブグループ分析) が掲載される論文は、入手可能な場合には臨床実験登録番号の照会、関連する一次出版物の完全な照会を含む一次データ源を明らかにしなければならない。
- コラム 5、6 参照。
- COPE フローチャートの「重複 (二重) 出版の疑義がある場合の対処法」(14~15 ページ) 参照。
- ワイリー・ブラックウェル著作権についてよくある質問 1.23 「二重出版状況とは？」 [2] を参照。

4 コラム 5. 最良の実践：重複（多重）出版

刊行物の出版規定では、何が既存の出版物とみなされて、何が既存の出版物とみなされないかを明確に説明しなければならない。会議での要約やポスター、ミーティングで発表された結果（例：調査員や出席者への研究結果の報告等）、結果のデータベース（解釈を行っていないデータ、論考、コンテキスト、表形式の結論、表形式では表現が難しいデータ、情報を記述したテキスト）は、ワイリー・ブラックウェルでは、既存の出版物とはみなされない。

刊行物は、他言語の原文から正確に翻訳された資料の再出版を承認する（すなわち、「重複出版ではない」とみなす）ことができる。資料の翻訳および出版を扱う刊行物で、過去に他で出版されたことのあるものについては、適切な許可が与えられていることを確認し、その資料が翻訳され再出版されたことを明記し、その資料の原本を明確に記さなければならない。一部重複および多重表現の懸念がある場合、編集者は関係出版物を複数部要求することができる。異なる読者層の対象を目的とする、一次出版物と同言語で再出版するのは、一次出版が電子版であり簡単にアクセスできる場合、正当とみなすのは更に難しくなるが、編集者が適していると考えられる場合は、翻訳の場合と同じプロセスに従わなければならない。

編集者は、サブグループ分析、メタ分析、二次分析が、既に出版されたデータ分析であることの確認、またそれらの分析が一次資料の直接的引用であること、さらに（利用できる場合）一次出版の臨床試験登録番号の記載を確実にしなければならない。

ワイリー・ブラックウェル・エクスクルーシブ・ライセンス・フォーム (The Wiley-Blackwell Exclusive License Form)、オンライン・オープン・フォーム (Online Open Form)、著作権指示フォーム (Copyright Assignment) のいずれかが、全ワイリー・ブラックウェル刊行物出版より前に提出されなければならない。ここでは論文がオリジナルのもので、以前に出版されておらず、その最終版が、他の冊子体または電子版の出版で、検討されていないという保証内容を連絡窓口の著者の署名とともに求めている。

重複出版に関する質問と回答

- Q. 「2名の刊行物編集者と共に、盗作と学術論争についての共同編集に関する論文への参加を考えている。これは同時に3誌で出版されることになるが、複数出版になるか。」
- A. これは複数出版として適切なものである。複数出版は、(重要な) 声明の強さを伝えるのに役に立つものである。各論説は、参照として、また直接的な記述において、お互いに言及し合うものとする。
- Q. 「私たちは、要約を専門学会から出版し、その数ヶ月後に全論文を出版することがよくあるが、これは二重出版か。」
- A. これは二重出版ではない。要約には全結果／分析は提示されない。
- Q. 「主刊行物の論文原文が出版された数ヶ月後に、私たちの中国語版が翻訳された。」
- A. これは再出版物に適したものである。翻訳論文は主論文の翻訳であることを明らかにし（多くの場合、主題部分にて）、主論文を直接示さなければならない（要約、本文、出典、脚注にて）。

コラム 6. 最良の実践：臨床試験の登録

2005年以來、医学ジャーナル（特に、The International Committee of Medical Journal Editors [ICMJE]（医学学術誌編集者国際委員会）の会員が編集した学術誌）の中には、公にアクセス可能な試験登録に登録を行っている医学刊行物もあり、臨床実験の出版に求められる要件に登録している [1]。2006年5月、世界保健機関 (WHO) は、「研究機関および企業に人間の治療実験を行う医学研究をすべて登録する」ように要請した [3]。ICMJE では、著者に新規または継続中の実験を登録するための猶予期間を与えた。この猶予期間は2005年9月で終了している。WHO では「臨床試験はすべて、実験開始時に登録しなければならない」と述べている。言い換えれば、患者／被験者が登録される前に、International Clinical Trials Registry Platform（国際臨床試験登録） (<http://www.who.int/ictrp/en/>) に述べられる20条項の基準を満たしていなければならないということである。

ワイリー・ブラックウェルは、出版を検討する臨床試験の出版については、出版前に無料の公共臨床試験登録（例：www.clinicaltrials.gov/、<http://clinicaltrials-dev.ifpma.org/>、<http://isrctn.org/>）へ登録する要

求を、医学ジャーナルの編集者に薦めている。編集者は、現在進行中、あるいは終了している実験の登録の猶予期間をそれぞれの刊行物の著者に許すこともできる。編集者は、それぞれの出版物の環境に合う実験登録方針を立てなければならない。また、臨床実験に関するそれぞれの方針を著者にははっきりと伝えなければならない。編集者が、刊行物出版へ向け、登録を義務づけたいと決定しても、出版物内に臨床試験登録番号、実験登録名を盛り込む方針を持たなければならない。また、この情報を収集するため、論文は電子提出プロセスを採用するものとする。

投稿規程の文例

(刊行物名挿入) では、検討のために提出される臨床実験の、一般アクセス可能なデータベースへの登録を求める。著者は実験登録名、臨床実験番号を要約末尾部分に記載しなければならない。登録を行わない実験の検討を編集者に求める場合には、該当実験が登録されていない理由を簡潔に説明しなければならない。

研究における公正さを促進

研究の不正行為

編集者が研究に不正行為があるのではないかと疑う場合には（例：データ偽造、改ざん、盗作）、しかるべき当局によるその研究の適正な調査が行えるように努めるものとする。

- 査読により不正行為の疑いが発覚する場合もある。編集者は査読者にこの可能性を踏まえて査読を行う旨を伝えなければならない。
- 査読者が重大な不正行為（データ偽造、改ざん、不適切な画像操作、盗作など）の疑いを示す場合、真剣に受けとめられなければならない。ただし、著者にはこれらの申し立てに対して応じる権利がある。調査は適切な速度でかつ適正な注意を払いながら行われなければならない。

- 刊行物は、通常不正行為の申し立てを行う立場にはないが、編集者にはしかるべき団体（例：雇用者、資金提供者、規制団体）に注意を促し、調査を働きかける責任がある。
- 参考：米国科学不正行為疑惑管理研究保全局 (The US Office of Research Integrity Managing Allegations of Scientific Misconduct) の「編集者のための指針書 (A Guidance Document for Editors)」 [4]、「学術出版における倫理規約指針 (Committee on Publication Ethics Code of Conduct)」 [5]、「英国保健・生体医科学における研究公正委員会 (UK Panel for Research Integrity in Health and Biomedical Sciences)」 [6]。
- 「データ捏造の疑義がある場合の対処法」(16~17ページ)、「盗作の疑義がある場合の対処法」(18~19ページ) COPE フローチャートを参照。

研究参加者／対象の権利の保護

編集者は倫理的で責任ある研究実践を促進する出版方針を定めなければならない。

- 刊行物の出版規定には、臨床実験のための世界医師会ヘルシンキ宣言 (World Medical Association Declaration of Helsinki) [7] など関連するフレームワークのリストを盛り込まなければならない。
- 編集者は、自らが求めている基準を明らかにしなければならない。著者の取得している研究実験の国家資格 (ヒトおよび動物研究) が適し得る。
- 編集者は、研究が関連団体 (例：施設内倫理委員会 — institutional review board、研究倫理委員会 — research ethics committee、データおよび安全性監視委員会 — data and safety monitoring board、動物実験の監視を含む規制団体) による承認を得たという保証を求めるものとする。

- 編集者は、査読者に研究で取り上げられる倫理問題を検討するよう促さなければならない。編集者は、必要があると感じたら、著者に追加情報を求めなければならない。

- コラム 7 参照。

個々の被験者またはケーススタディが議論される場合 (例：医学、心理学、犯罪学にて)、刊行物は守秘義務を守り、参加者／被験者を動揺させたり悪影響を与えうるものまたは、医師と患者の関係などの守秘義務を侵害する可能性のあるものに出版許可を与えてはならない。

- 刊行物は患者／被験者の個人情報および身元の特定が可能な画像の出版に関する方針を定めなければならない。最良の方針は、ケーススタディに掲載または写真に表示された患者／被験者から明確な同意を得る事である。

- コラム 8 参照。

コラム 7. 最良の実践：研究対象、患者、実験動物の保護

人間や動物研究の基準を規定することは、編集者の責任範囲を超えるものであっても、医学刊行物では、著者に最も高い基準の順守を促し、例えば、試験が臨床試験実施に関する基準 (Good Clinical Practice) に準拠するものであるとの表明を著者に求めることができる。(例：FDA 規制臨床試験の食品医薬品の臨床試験実施に関する基準 — US Food and Drug Administration Good Clinical Practice in FDA-Regulated Clinical Trials[8]、臨床試験実施に関する基準のための英国医学研究カウンシル・ガイドライン — UK Medicines Research Council Guidelines for Good Clinical Practice in Clinical Trials [9]、世界医師会ヘルシンキ宣言 — Medical Association Declaration of Helsinki [7]、動物の行動研究および教育を扱うためのガイドライン — Guidelines for the Treatment of Animals in Behavioral Research and Teaching [10]) / 生命科学連盟 (Biosciences Federation)。

刊行物は、著者に提出研究が、関連の研究倫理委員会または施設内倫理

委員会により認定されているという表明の提出を求めなければならない。研究に人間の参加者が含まれる場合には、実験がそれぞれの理解および適切なインフォームド・コンセントのもと行われたという表明とともに原稿が提出されなければならない。実験動物が使用される場合、材料と方法 (実験手順) のセクションでは、痛みおよび不快が最小限に留められるよう適切な処置がとられたことを明確に示し、動物ケアの詳細が提供されなければならない。ワイリー・ブラックウェルはこれらの基準の全てが主要調査機関の国家基準により定義づけられているものであることを推奨する。

編集者は、適切な手順が踏まれているか疑わしい場合、論文を拒否する権利がある。論文が倫理委員会、施設内倫理委員会、または類似する審査、認定委員会を持たない国から提出された場合、編集者は、その論文が出版されるべきかどうかを、それぞれの経験を生かし判断しなければならない。このような状況下での出版が決定した場合、その状況を説明する簡潔な文書が提出されなければならない。

コラム 8. 最良の実践：守秘義務の尊重

多くの場合、著者が個々の参加者／被験者または患者からの明確な同意を得ている場合に限って、編集者はその情報、画像の出版を検討しなければならない。個々ののはっきりした承諾が得られていないが、それぞれの情報または画像の出版が、真に公衆衛生に利益があると証明される例外的ケース

もある。このような場合、編集者は実行に移す前に刊行物の所有者ワイリー・ブラックウェルおよび／または法律専門家に協議を仰がなければならない。

機械的な画像 (例：X線写真、顕微鏡写真) の場合、編集者は被験者を特定できる全情報を確実に画像から取り除くようにしなければならない。

文化および遺産の尊重

- 編集者は、文化的意味合いを持ちうる、あるいは侮辱となりうる (例：博物館所蔵のオーストラリアのアボリジニの遺跡、宗教文書、歴史的事件) 被写体の画像を出版する際、配慮が必要である。人類の遺跡 (例：エジプトのミイラ、ローマ遺跡) の画像の出版は、考古学の標本について、個人あるいはそれぞれの子孫の承諾を得るのは不可能であるが、これらの配慮がされる限り容認される。

研究および出版の不正行為の読者への通知

倫理違反が起こった場合、編集者は読者へその旨を伝えなければならない。ワイリー・ブラックウェルでは撤回出版に関する一般的な助言を出版している。

- 刊行物は、作品が不正であると証明された場合「撤回」を、また編集者が確かに不正行為があると疑う場合は「懸念の表明」を出版しなければならない。

- コラム 9 参照。

- ワイリー・ブラックウェル著作権、よくある質問と回答の 1.22 「撤回する場合について」参照。

コラム 9. 最良の実践：正誤表、撤回、懸念の表明について

刊行物は、誤植がいかなる原因で生じたとしても（例：著者による誤り、編集ミス）、データまたは情報の解釈に影響を及ぼす可能性がある場合、正誤表を出版する義務がある。同様に刊行物は、作品が不正であると証明された場合「撤回」を、また編集者が根拠の確かな不正行為があると疑う場合は「懸念の表明」を出版するものとする。

- 正誤表、撤回、懸念の表明のタイトルには、「正誤表」「撤回」「懸念の表明」の単語が含まれなければならない。
- これらはページ番号のついたページ（冊子体および電子版）上にて出版し、刊行物の目次にも含まれなければならない。

- 原著を引用すること。
- 誤植については、読者がコンテキストでその訂正を確認、理解できなければならない。または、なぜ論文が撤回されたのかを説明しなければならない。または、論文の内容に対する編集者の懸念について説明しなければならない。
- 可能な限り、オリジナルの電子出版と電子的にリンクさせること。
- オリジナル出版に対する正誤表、撤回、懸念の表明を確認し、参照できるように、索引作業、抄録が可能な形でなければならない。

編集基準およびプロセス

査読システム

編集者は査読プロセスが公正で偏見を最小限に留めることを目標とする責任を持つ。

- 各種査読システムの利点は（例：著者に査読者の身元を明らかにする、および／または著者の身元を査読者に伏せるよう努める）、多くの議論や研究のテーマとなってきた。研究結果は相反し、一方のシステムが片方のシステムより勝っているという明確な証拠はない。各種システムの利点および実行可能性は研究分野により異なることであろう。編集者は、刊行物に最適な査読システムを選択しなければならない。
- 刊行物は、採用する査読システムの種類（例：名前を公表しない、名前を公表する、複数による査読）を説明するため、また査読が論文の種類によって異なることを説明するために、方針を明確に定めなければならない。刊行物によりシステムは異なる（例：あるシステムでは、論説および学術誌のレターは査読が行われず、研究論文および論文批評は査読が行われる）。査読が行われていない文章は、明記しなければならない（例：著者向けの出版規定における様々な内容に関する簡潔な説明文）。
- 編集者は査読プロセスに一貫性のある基準を適用しなければならない。
- 著者、編集者、査読者間での話し合いが秘密厳守で行われた場合に、全当事者の明らかな合意があったか、または例外的な状況がある場合を除き、秘密厳守の体制を維持するものとする（例：査読中の知的所有物の窃盗行為の立証に役立つ可能性がある場合。「査読者行為と知的所有権」を参照）
- 編集者または委員会メンバーは、自分自身の著作の編集決定に決して関与してはならない。刊行物は編集委員会のメンバーまたは被雇用者が提出した著作物の取扱についての方針を明確に定めなければならない。刊行物のなかには、刊行物の編集者または被雇用者が提出した原著の研究論文を検討しないものがある。また、このような場合に公正な査読を確実にする特別な手続きを定める刊行物もある。
- 刊行物編集者、編集委員会のメンバー、その他の編集スタッフ（査読者を含む）「査読者の選任および業績」を参照）は、公平な編集決定を妨げる状況が起こった場合に、提出に関する話し合いから身を引かなければならない。「利害の対立」を参照。
- コラム 10 参照。
- COPE のフローチャート「投稿論文に倫理問題の疑義がある場合の対処法」（20 ページ）参照。

コラム 10. 最良の実践：刊行物スタッフの作品出版について

編集者が著者あるいは貢献者として認められている場合、査読論文に関し、編集上の決定が下される際、刊行物は、影響を受ける編集者またはスタッフが出版決定からはずれ、その決定に関与しないことを保証するメカニズムを持たなければならない。この場合、採用された編集決定プロセスについての短い説明文が盛り込まなければならない。編集者自身の利害によって、公平な編集決定を下す能力が損なわれる可能性がある内容の論文が提出された場合、その論文の決定に関し、適任者を代理として任命しなければならない。「利害の対立」参照。

査読者の選任および業績

編集者は、客観性があり、公平かつ時宜を得た高い査読基準を設ける責任を持つ。

- 編集者は、適任の査読者データベースの確立、維持に努めなければならない。
- 編集者は、査読者／編集委員会メンバーの能力の客観的な観察、また各人の校閲の質および所要時間の記録を検討しなければならない。編集者は無作法、中傷的な査読は無視しなければならない。質が低く、遅く、毒舌的な、非建設的な査読を繰り返す査読者を再度採用してはならない。
- 編集者は査読者に、査読論文と利害の対立があるかどうか確認を促すべきである。編集者は、査読者に求めている論文の公正な査読を阻む事情が起こり得る場合、査読者に査読審査を辞退するよう求めることができる。「利害の対立」を参照。
- 著者が自分自身の論文を任意の査読者に審査されないよう求める場合、編集者は他に採用した査読者にこの情報を提供しなければならない。
- 編集者は著者が勧める査読者を選任できるが、著者の提案を拘束力のあるものとはみなさない。
- 編集者は、査読者が査読作業を自身の抱えるスタッフへ委任する場合は、この旨を編集者へ伝えるよう求めなければならない。
- コラム 11 参照。
- 「査読者行為と知的所有権」参照。
- 「査読倫理：論文校閲者のためのガイド (Ethics of Peer Review: A Guide for Manuscript Reviewers)」米国研究公正局 (ORI, US Office of Research Integrity) エール大学 [13] 参照。

コラム 11. 最良の実践：出版のタイミング

編集者は、受領した論文に関し、時宜を得た査読と出版を確実に行うことを目標としなければならない。予測できる範囲で、研究結果に重要な意味が含まれている可能性がある場合は特にそうである。刊行物編集スタッフが判断するとおり、重要な意味合いが含まれている可能性がある論文に関しては、優先的に出版される可能性が高いことを著者は承知しなければならない。問題のテーマによって、またはトピックが類似しているため、やむを得ず論文の受領順位で発行できず、編集者がその提出論文をグループ化した場合、出版のタイミングは影響を受ける場合がある。印刷版の出版に先立つオンライン出版（ワイリー・ブラックウェル・オンライン・アーリー出版—Wiley-Blackwell OnlineEarly publication、オンラインアクセプト出版—OnlineAccepted publication）は、最も速い出版方法であり、一般公開の場に研究情報（およびその他の情報）をいち早く発表することができる。

異議申し立てについて

著者は編集者の決定に対し異議申し立てをする権利を持つ。

- 刊行物は、査読結果に著者が異議申し立てをするための仕組みを定めなければならない。このようなシステムを明確に刊行物の出版規定で説明することは、著者と編集者の両者にとってメリットがある（例：度重なる、あるいは根拠のない訴えを抑制することによって）。
- 編集者は査読審査期間中、著者と査読者間の意見の交換をすべて調整するものとする（出版するまで）。意見が食い違い合意できない場合は、編集者の判断で、その他の査読者（ら）からコメントを得ることも検討しなければならない。刊行物はそのガイドラインの中で、このような意義申し立ての後の編集者の決定は最終的なものとして表明することを検討しなければならない。
- 刊行物は、著者（およびその他の関係者）が刊行物のマネジメントについて意見を述べるべきことができる仕組みを定める検討をしなければならない。
- 「編集決定への異議申し立てに対する対処法」（21 ページ）および「刊行物に対して苦情が出された場合の対処法」（22 ページ）のフローチャート参照。

利害の対立

編集者、著者、査読者は客観的にデータを提示し見直す能力に影響を与えられる利害を公表する責任がある。これらには、関連する経済的（例：特許所有権、株式所有、コンサルタント、講演料）、個人的、政治的、知的、宗教上の利益が含まれる。

「金銭的対立を特定することは最も簡単ではあるが、最も大きな影響力とはならない（Financial conflicts may be the easiest to identify but they may not be the most influential）」ホートン・R・ランセット [14]。

コラム 12. 最良の実践：利害の対立

編集者は、各自の特有の出版環境に最適である利害の対立に関する方針を採用し、各自の編集方針に盛り込まなければならない。編集者は、必要な情報を著者が提供しやすい提出プロセスを採用すべきである。例えば、ワイリー・ブラックウェルでは、必要な情報がなくても、提出論文を特定できるように、刊行物のオンライン提出システムを設定することができる。そして、著者が必要情報を添えずに提出した場合、その提出を処理できないという説明と共に著者へ提出書類を返却することができる。

編集者は、著者に対し、利害の対立に関する声明文を要求しなければならない。この声明文で、研究または論考に関連する経済的（例：特許所有権、株式所有、コンサルタント、講演料）、個人的、政治的、知的、宗教上の利害に関する情報を提供しなければならない旨を編集者は説明するものとする。研究または出版への出資は、別途検討される。（「出資者は誰か？」を参照）

「我々は、全ての利害の対立を対象とする方針を設定するよう努めたい。他の対立の原因は個人的、政治的、学術的、宗教的なものであるが、これらは経済的な対立と同様に強力なものになり得ると我々は確信している。」 Smith R. BMJ [15]

- 編集者および委員会メンバーは、各自の利害および所属が検討中の内容あるいは出版予定内容に関連するものである場合はいつでも言明しなければならない。
- 編集者は全著者および査読者に情報開示文書を要求し、公表しなければならない利害対立の種類を明確に説明するものとする。著者の利害対立（または、利害の対立が存在しないということを説明する情報）は、これらが直接的または間接的に出版予定内容に関連し、深刻な場合は、いつでも公表しなければならない。例えば、論文で論じられている製品を生産する企業の 10 米ドルに相当する株を所有していても重大ではないが、年間 1 万米ドルのコンサルタント料、あるいは著者の前年度の総所得の 5% に相当する額は重大であるとみなされる。これらの利害が出版内容に関連性がない場合、編集者は著者の利害に関する詳細の公表を検討しないということはあり得る。対立に関連性がある、または重要であるという疑念がある場合は、公表するのが賢明である。
- 個人が原著者の資格を有する場合、利害対立（例：研究出資者との雇用関係）の存在によって、著者名の表記が阻まれることがあってはならない。編集者は、利害対立を持つ著者に主観的な論文（例：論説または体系化されていない論評）を依頼しない選択ができるが、このような著者は、博識で興味深い見識を備えている場合が多いという議論もある。利害が対立している人々の意見の公表を抑制する厳格な方針は、著者に関連の利害を隠匿させてしまうため、逆効果である。
- 読者は、著者および貢献者の所属関係および利害を知るなどの透明性によって得るところが大きい。編集者は、原著者資格に関する透明性のある方針と手続き並びに利害対立の開示を維持するように努めなければならない。
- 「透明性について」参照。
- コラム 12 参照。
- COPE のフローチャート「読者が出版論文に開示されていない利害対立の疑義があると考えた場合の対処法」（23 ページ）、「査読者が投稿論文に開示されていない利害対立の疑義があると考えた場合の対処法」（24 ページ）、「投稿論文に倫理問題の疑義があると考えた場合の対処法」（20 ページ）参照。
- 参考：「科学刊行物の査読と論文管理：最良の実践ガイドライン」アイリーン・ヘームズ著 (Irene Hames' book Peer Review and Manuscript Management in Scientific Journals: Guidelines for Good Practice) [16]

編集者は、利害対立の声明に求める詳細を説明しなければならない。この声明文が対象とする期間（3 年間で推奨されるが、それよりも古い利害対立でも関連する場合は無視してはいけない）を含むものとする。財務情報について説明する際には、資金受取の目的を出資機関によって説明されなければならない（例：旅費および講演料は [団体名] より受領した）。編集者は、著者が関連する資金提供の程度またその提供機関名、または関連する所有株式（一般的な金融資産として所有する株式は含まれない）の明示義務を利用することが検討できる（例：年間、1 万米ドル未満および 1 万米ドル超または著者の前年度の総収入の 5% 未満および 5% 超に相当する額を基準とする財務情報開示の義務）。

ワイリー・ブラックウェルは編集者に、読者に向けてコンテキストおよび透明性を提供する最低限の情報（著者が受領した資金源とその種類）を、公表するよう薦めている。編集者は、常に著者の利害対立を明記する声明文、または、その代わりとして、利害の対立がないことを確認する声明文を公表しなければならない。対立が関連するものかどうか疑わしい場合には、開示することが賢明である。著者は、刊行物が提出を求めるかどうかに関係なく、常に、利害の対立（の有無）に関する声明文を提供するべきである。

編集者の独立性について

編集者の独立性は尊重しなければならない。刊行物の所有者（学術団体および出版社の両者）は、編集決定に介入してはいけない。編集者、刊行物所有者、出版者の三者の関係は正式の契約に明確に定め、紛争が発生した場合の異議申し立ての仕組みも確立しなければならない。

- 刊行物へ提出される個々の品目を出版するか否かに関する編集者の決定は、編集者の雇用主、刊行物所有者、出版者の圧力より影響を受けてはいけない。理想的には、編集者の独立性の原則は、編集者の契約に定めるものとする。ワイリー・ブラックウェルにおける編集者の契約には、編集者の独立性の原則が明記してある。
- 刊行物所有者／出版者が、一般的な編集プロセスおよび方針に関して刊行物編集者と話し合うことは妥当であるが（例：刊行物が特定の種類の論文を出版すべきか否か）、個々の論文について編集者の決定に関与してはならない。
- コラム 13 参照。
- 参考：「編集者と出版学会・支援学会の関係について、科学編集者評議会 (Relations between Editors and their Publishing or Sponsoring Societies from the Council of Science Editors, CSE)」[17]。

編集者、刊行物所有者、出版者は、商業的、学術的、個人的、政治的要因の影響による編集決定リスクを最小限に留めるプロセスを確立しなければならない。

- 商業的事柄など、編集決定に影響を与えかねない問題を完全に遮断することは不可能な場合が多い。例えば、編集者はどの論文が抜き刷りや増刷りのセールスに向いているかが見極められる。しかし編集者は全提出作品を科学的メリットにおいて判断し、他の要因による影響を最小限に留めなければならない。刊行物が広告を発行する場合、広告売上げは編集プロセスとは別に扱われなければならない。
- 特集号や、補遺、セクション（または類似する資料）を第三者団体による出資を受けて出版する刊行物は、刊行物の取り扱いに関する方針を制定しなければならない。出資団体（支援者または、時にはスポンサー）は、提出作品の選定あるいは編集に対し影響を与えてはならず、出資された品目は全て明確に特定しなければならない。
- 出資材料は全て、該当材料を掲載する刊行物の目標・目的に適合していなければならない。
- コラム 14 参照。

文例

（氏名）は、講演者、コンサルタント、（機関名）訪問機関会員として、料金を受取り、研究費用を（機関名）より受けた。（氏名）は（機関名）により雇用されている。（氏名）は（機関名）の株を所有している。（氏名）は、特許（特許 ID 番号および概要）を所有している。

刊行物編集者、委員会のメンバー、スタッフ（出版の決定に関わる場合）が、関連する利益に関する開示およびその定期的な更新を（刊行物またはウェブサイト上で）することは、良い実践といえる。

コラム 13. 最良の実践：営業・販売関連について

ワイリー・ブラックウェルでは、セールス・チームが編集の意思決定プロセスに関与することを認めていない。

セールス・チームが得られる編集情報の範囲、またセールス・チームへの開示タイミングは、各刊行物に関し、関連する学術学会提携者および刊行物編集者が同意することとする。セールス・チームは、正確でタイムリーな情報を見込客に提供する目的で、編集決定が最終的に下された後にのみこの情報を利用することができる。刊行物の広告のページ位置は（例：刊行物の記事の中か隣接位置に掲載するか、または広告スペースに掲載するものか）、各刊行物ごとに、関連する学術学会提携者および刊行物編集者が同意しなければならない。

オンラインアーリー・ペーパーの再版としての販売が許容できるか否かは、関連する学術学会提携者および刊行物編集者が各刊行物に関し同意しなければならない。

正確性について

刊行物編集者は、出版材料の正確性を保証する責任がある。

- 刊行物は著者と読者に、出版物に誤りを発見した場合は報告するよう働きかけなければならない。
- 編集者は、論文に掲載してあるデータまたは情報の解釈に影響を与えうる誤りが発見された場合には正誤表を出版しなければならない。
- 論文内の誤りの正誤表は（著者または刊行物による）、撤回および不正行為に関連する説明文と区別できるものでなければならない（「研究および出版における不正行為の読者への通知」参照）。
- 正誤表は、索引システムに含まれ、可能な限り原文とリンクすること。
- コラム 9（6 ページ）参照。

学術的議論

刊行物は学術的な議論を促進しなければならない。

- 刊行物は出版物に関するコメントを奨励し、常に著者に、出版前のいかなる投書にも対応するよう勧めなければならない。しかしながら、著者には各自の作品に対する好ましくない意見へ反論する権利はなく、批判へは反応を示さない姿勢を選ぶことができる。
- 査読者の意見および出版文書には、著者への個人攻撃が含まれてはならない。編集者は査読者に研究者批判ではなく、論文批判を促し、個人に関わる、または攻撃的な文章を含む書簡は編集（または拒否）しなければならない。

コラム 14. 最良の実践：補遺およびその他の出資出版物

刊行物は、第三機関、例えば企業、学会、慈善団体（支援者またはスポンサー）によって出資される補遺、特集号、セクション、または類似する資料を出版することができる。出資品目の内容は、刊行物の目的と一致しなければならない。刊行物は、出資品目に関する方針の掲載を検討し、出版へ出資を行う機関名を読者へ提示しなければならない。出資品目の冒頭または関連する個所で声明文の掲載を検討するものとする。その声明文には、以下の事項が含まれる。

- 著者および編集者の両者が係る貢献すべてに関する、利害の対立または利害対立の欠如についての明確な公表（「利害の対立」参照）。
- 著者の関連組織を含め、著者以外の個人または団体による一切の貢献（例：編集協力）の明確な確認（「誰の手によるものか？」参照）。
- 刊行物の内容の選定、論評、編集に使用されるプロセスの説明、特に刊行物の通常の内容選定および査読プロセスと相違があった場合、このプロセスにおけるその相違点の説明。
- 刊行物の関連組織および編集委員会の詳細。

ワイリー・ブラックウェルでは、全資金提供材料に関する標準的手順として、刊行物が共同編集者を任命すること（資金提供を得る判断材料となった最初の案の提起人および刊行物が任命した特定の個人を含める）を薦める。これにより、ある編集者が特定の論文の著者または貢献者として認められる場合、またはある編集者が自己の利害が係るために公平な編集決定の能力を損なう可能性のある論文の提出を受けた場合、編集決定を代理任命できるようにする。編集決定を行う際に使用する簡潔なプロセス説明文が含まなければならない。

刊行物は、出資団体がどの出版物へ出資を行うのか、また出資活動の範囲に関して各団体の枠を超えて決定を行うことを許可することはできない。資金提供のあった出版物に掲載する際の、著者の選定および内容の選定・編集に関する決定は、出資出版物の編集者（または共同編集者）により行われなければならない。

ワイリー・ブラックウェルは、原稿または補遺が提出された刊行物に定義されている要件を遵守しない一切の出資出版物の出版を行わない権利を留保する。

出版履行責任について

編集者は、査読期間および出版プロセス中に不正行為の疑義が明らかになった場合、本書類の「研究における公正さの促進」条項で定義してある範囲内および方法で、そのケースを追及するものとする。編集者は、まず著者、刊行物所有者、および／または刊行物出版社（ワイリー・ブラックウェルでは、刊行物出版マネージャーまたは編集者による）と協業し、更にアドバイスを必要とする場合は、出版倫理委員会（COPE、Committee on Publication Ethics）、科学編集者評議会（CSE、Council of Science Editors）、その他の適切な団体からの情報を参考にし、取り組まなければならない。

- 不正行為を確認した場合、編集者は著者の過失に対し、一定期間制裁措置を課することができる。制裁措置は一貫して適用されなければならない。編集者は制裁措置を課す前に、制裁措置適用（除去）および適用プロセスの条件を正式に定義しなければならない。ワイリー・ブラックウェル刊行物の編集者が、制裁措置を検討する場合には、適切なプロセスが課されるために、ワイリー・ブラックウェルとの相談を勧める。
- 出版倫理委員会（Committee on Publication Ethics）などの団体は編集者に対し、困難なケースに関して、他の編集者から得た偏りのないアドバイスを提供し、様々な種類の不正行為の蔓延に関する情報、その他の倫理問題の情報も提供し、編集者は過去の事例を参考にし他の刊行物の経験を学ぶことができる。
- 「出版の不正行為の報告事例と COPE からのアドバイス (reported cases of publication misconduct and advice from COPE)」 [18] 参照。

刊行物は著者向けの出版規定にて、責任ある出版履行を促さなければならない。

- 参考：出版履行の出版倫理ガイドライン委員会 (Committee on Publication Ethics guidelines on publication practice) [5]、医学雑誌編集者国際委員会統一規定 (International Committee of Medical Journal Editors Uniform Requirements) [1]、科学編集者評議会 (CSE) 白書 (Council of Science Editors (CSE) white paper) [17]、世界医学編集者協会政策綱領 (World Association of Medical Editors policy statements) [19]、製薬会社のための優良出版事例 (Good Publication Practice for pharmaceutical companies) [20]、米メディカルライター協会倫理規定 (American Medical Writers Association Code of Ethics) [21]、欧州メディカルライター協会 (EMWA) 査読出版進行におけるメディカルライターの役割に関するガイドライン (European Medical Writers Association (EMWA) guidelines on the role of medical writers in the development of peer-reviewed publications) [22]、米国統計協会 (ASA) 統計実践のための総合倫理ガイドライン (American Statistical Association (ASA) Comprehensive Ethical Guidelines for Statistical Practice) [23]、米国化学会 (ACS) 倫理指針 (American Chemical Association (ACS) Ethical Guidelines) [24]、米国心理学会心理学者の倫理原理および行動規範、セクション 8 「研究と出版」 (American Psychological Association Ethical Principles of Psychologists and Code of Conduct, Section 8 'Research and Publication') [25]、臨床試験報告に関する統合基準 (Consolidated Standards of Reporting Trials, CONSORT) [26]、診断精度報告基準 (Standards for Reporting of Diagnostic Accuracy (STARD)) [27]。

ワイリー・ブラックウェルでは不正行為、入手可能な制裁措置（盗作、研究の不正行為への対応、重複出版、中傷、名誉棄損、わいせつを含む論文内の不正行為を含む）に関する一般的助言についての出版物を出版している。

- ワイリー・ブラックウェル著作権についてよくある質問 (Wiley-Blackwell Copyright FAQs) 内の 1.21 (盗作 [28])、1.23 (重複出版 [2])、1.24 (中傷、名誉棄損、わいせつ [29]) 参照。
- COPE フローチャート「投稿論文に倫理問題の疑義がある場合の対処法」(20 ページ) 参照。

盗作と著作権

刊行物編集者および読者には、提出作品が作者自身のもので、盗作作品（許可が必要な場合に、許可なしに他の著者から取った場合）ではないこと、また著作権の侵害がないこと（例：図表が複製された場合）を求める権利がある。

- 刊行物の多くは、報告した論文が著者自身のものであり、著作権を所有する（または著作権所有者の許可を得ている）という申告を著者に求めている。ワイリー・ブラックウェル・エクスクルーシブ・ライセンス・フォーム (The Wiley-Blackwell Exclusive License Form)、オンライン・オープン・フォーム (OnlineOpen Form)、または著作権指示フォーム (Copyright Assignment) によって、この要件の実施は強化されている。全てのワイリー・ブラックウェル刊行物の出版より前に、これらのフォームのいずれかの提出が求められる。これらは、論文がオリジナルのもので、以前に出版されておらず、その最終版が冊子体または電子版の形で他から出版が検討されていないことを保証する際に、連絡窓口となる著者の署名を求める書類である。
- 「透明性について」、「研究における公正さの促進」参照。

知的所有権の保護

刊行物所有者および著者には、各自の知的所有権を保護する権利がある。

- 知的所有権を保護するためのシステムは様々あり、刊行物はそれぞれの目的と理念に最もかなうものを採用しなければならない。ワイリー・ブラックウェルの刊行物には、著者にそれぞれの所有権の放棄を求めるものがある。また、他のワイリー・ブラックウェル刊行物は著者から内容の使用許諾を得るものもあるが、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスによってオープン・アクセスのモデルを採用するものもある。ワイリー・ブラックウェルでは、著者による著作権譲渡/移譲の伝統的なシステムを採用するよりも、著者から内容の使用許諾を得るシステムの採用を薦めている。
- ワイリー・ブラックウェル著作権についてよくある質問 (Wiley-Blackwell Copyright FAQs) [30] 参照。

査読者行為と知的所有権

著者は、著者が刊行物に提出した作品の内容に通じている査読者またはその他の個人に、その研究の着想の盗作、作品の盗用を行わないよう求めることができる。

- 査読者向けの刊行物ガイドラインには、査読者の役割および責任、特に提出作品の出版まで極秘でその作品を取り扱うことについて明示しなければならない。
- 刊行物は、査読者に査読を終えた論文の破棄を求めなければならない。
- 編集者は、盗作または盗用の申し立てが立証されることを予期し、盗作、盗用の申し立てについて真剣に対処しなければならない。
- 編集者は、査読者の身元が公表される場合でも、査読者を著者から保護し、特に不正行為の疑いがある場合には、著者が査読者に直接接触するのを阻止しなければならない。
- 「研究における公正さの促進」参照。
- コラム 15 参照。
- 参考：「査読倫理：論文校閲者のためのガイド (Ethics of Peer Review: A Guide for Manuscript Reviewers)」、米国研究公正局 (ORI, US Office of Research Integrity) エール大学 [13]。

コラム 15. 最良の実践： 知的所有権の保護

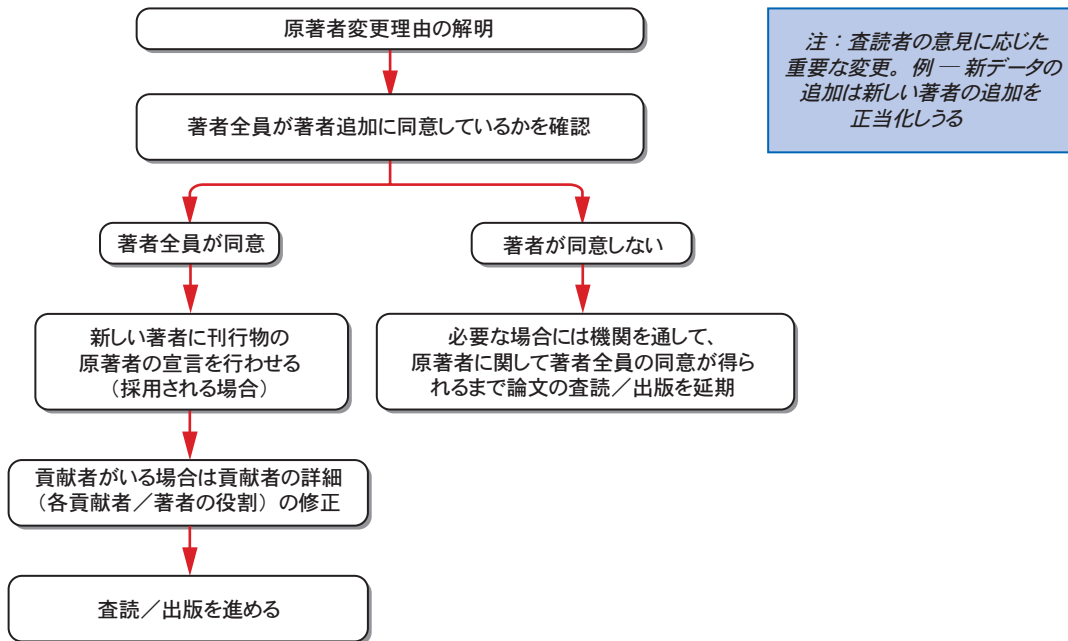
ワイリー・ブラックウェルは、あらゆる論文を出版する明確な権限を留保することが法律上求められている。当社の提携学会は、当社の提供するオプションから、どの著作権協定を求めるかを決定する。以下にその簡潔な説明を箇条書きで記載する。ワイリー・ブラックウェルでは、エクスクルーシブ・ライセンス・フォーム (ELF) システムを推奨している。(ウェブサイトですべてのサンプルを参照：

http://www.blackwellpublishing.com/pdf/IJCP_ELF.pdf)。

- ワイリー・ブラックウェル・エクスクルーシブ・ライセンス・フォーム (ELF, Exclusive License Form) この著作権契約フォームは、特に、知的所有権所有者（著者または機関）が、各自の刊行物論文の著作権の保持を可能とするものである。ワイリー・ブラックウェルまたは刊行物所有者は商業上の出版および刊行物編集の権利を有する。
- ワイリー・ブラックウェル・オンラインオープン・エクスクルーシブ・ライセンス・フォーム (OOF, OnlineOpen Exclusive License Form) この著作権契約フォームは（特に、ELF のように）、論文出版を許可し、インターネット上の自由なアクセスを許可する一方で、知的所有権の所有者（著者または機関）のそれぞれの刊行物論文の著作権保有を可能とするものである。OOF はクリエイティブ・コモンズ 2.5 を順守し、ワイリー・ブラックウェルまたは刊行物所有者は商業上の出版および刊行物編集の権利を有する。
- 著作権指示フォーム (CAF, The Copyright Assignment Form) も引き続き使用されている。

原著者の変更

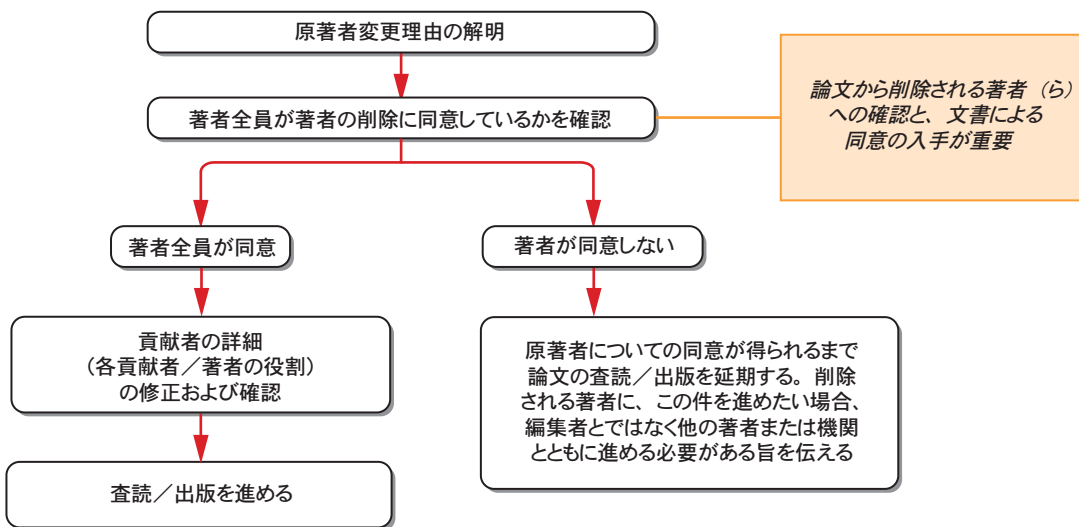
(a) 連絡担当の著者による出版前の著者追加要求



出版倫理委員会のための改正 ワイリー・ブラックウェル
© 2008 年 出版倫理委員会

原著者の変更

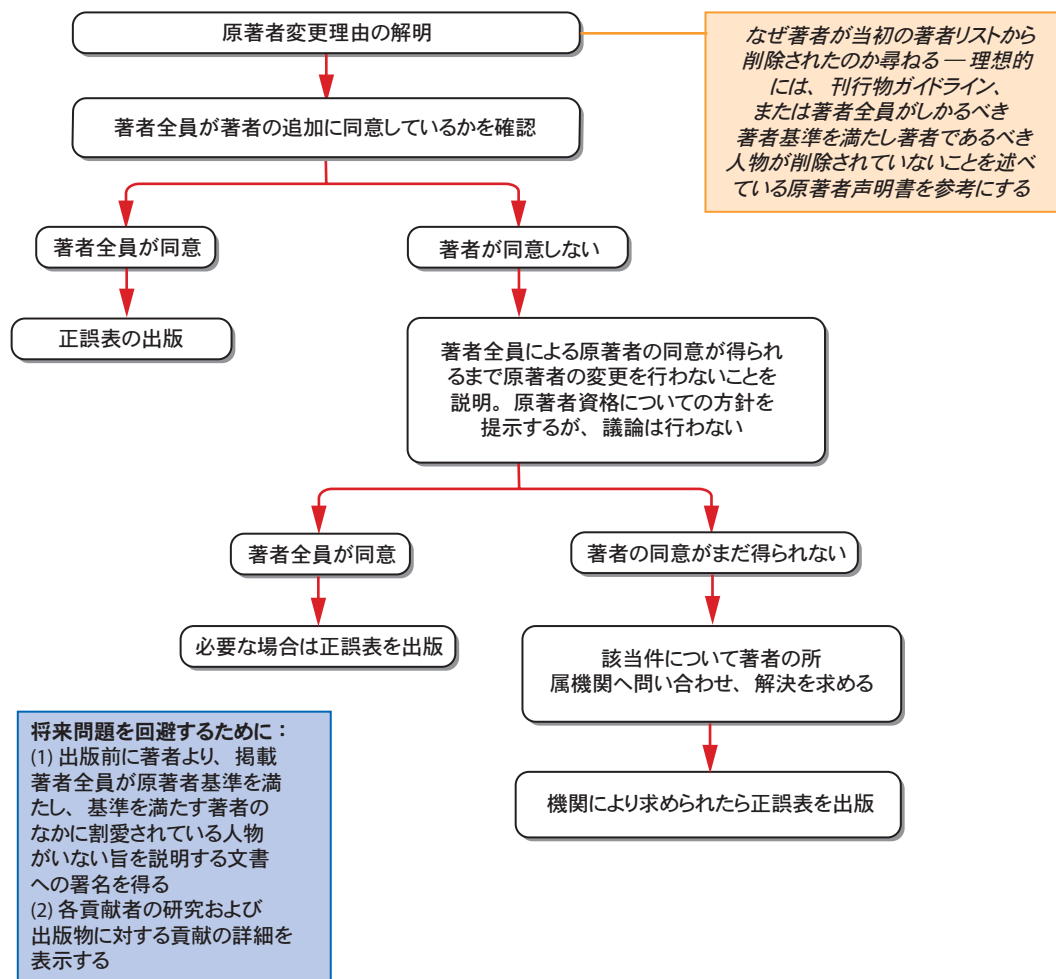
(b) 連絡担当の著者による出版前の著者削除要求



出版倫理委員会のための改正 ワイリー・ブラックウェル
© 2008 年 出版倫理委員会

原著者の変更

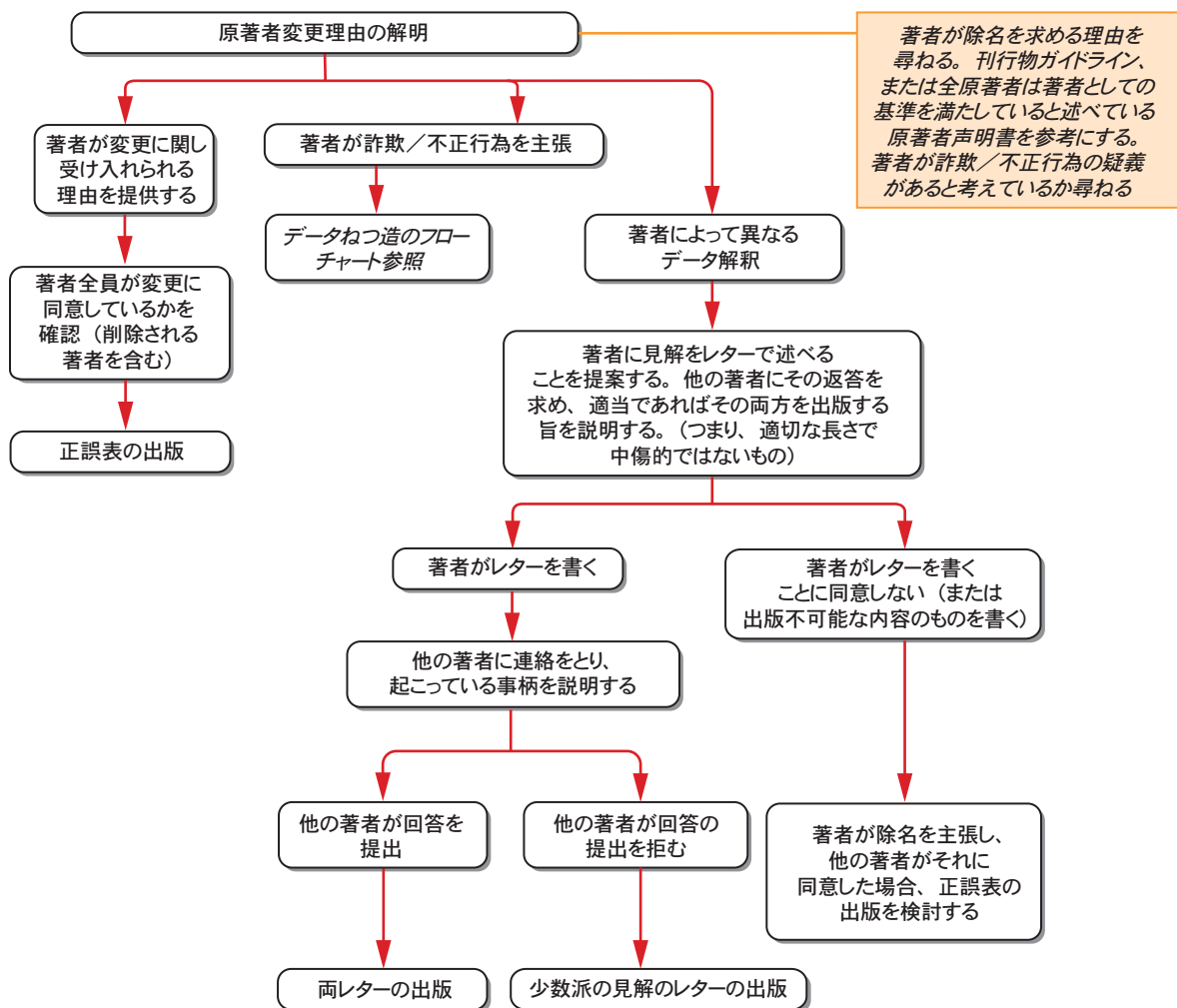
(c) 出版後の著者追加の要求



出版倫理委員会のための改正 ワイリー・ブラックウェル
 © 2008 年 出版倫理委員会

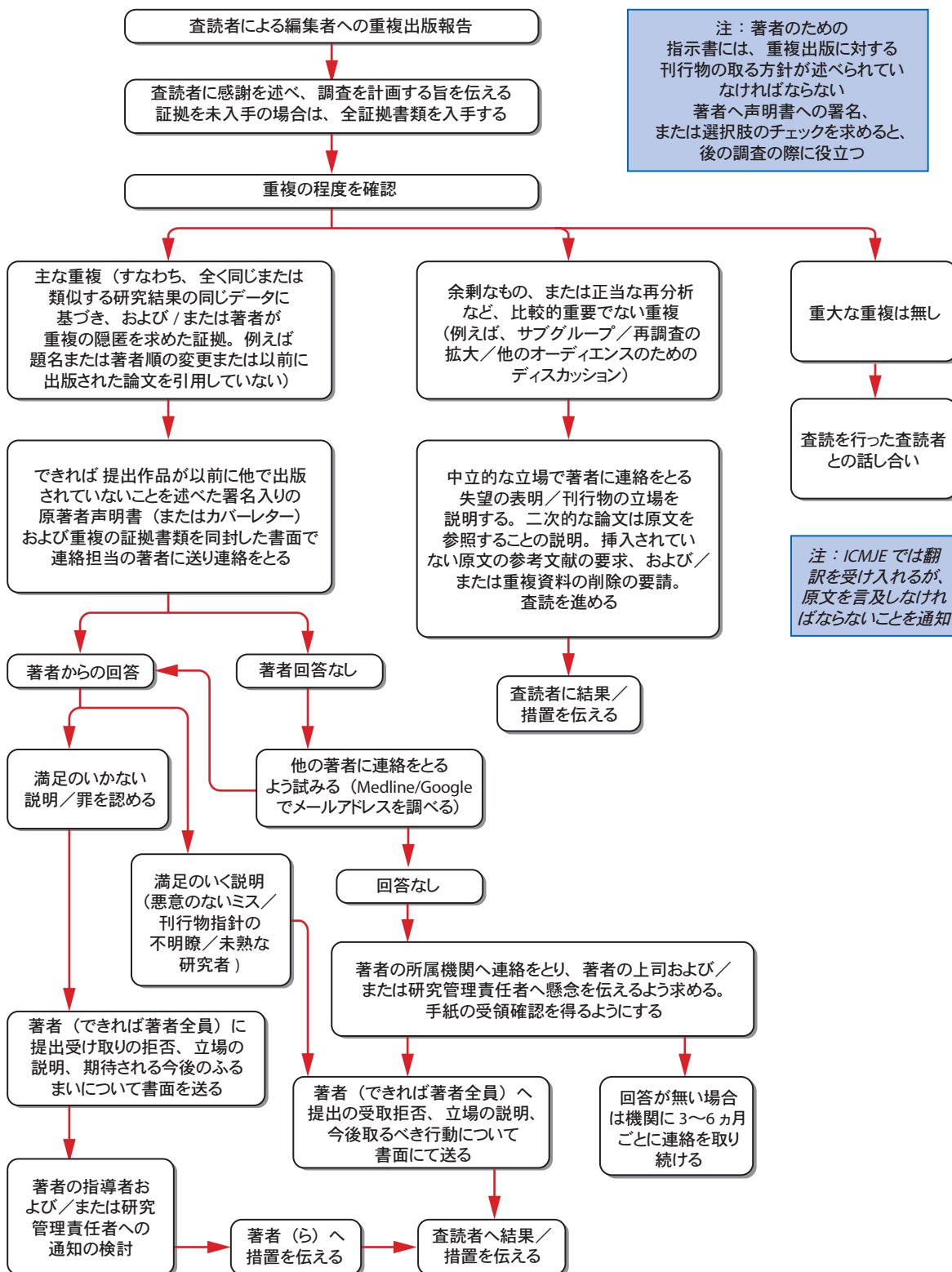
原著者の変更

(d) 出版後の著者削除の要求



重複（二重）出版の疑義がある場合の対処法

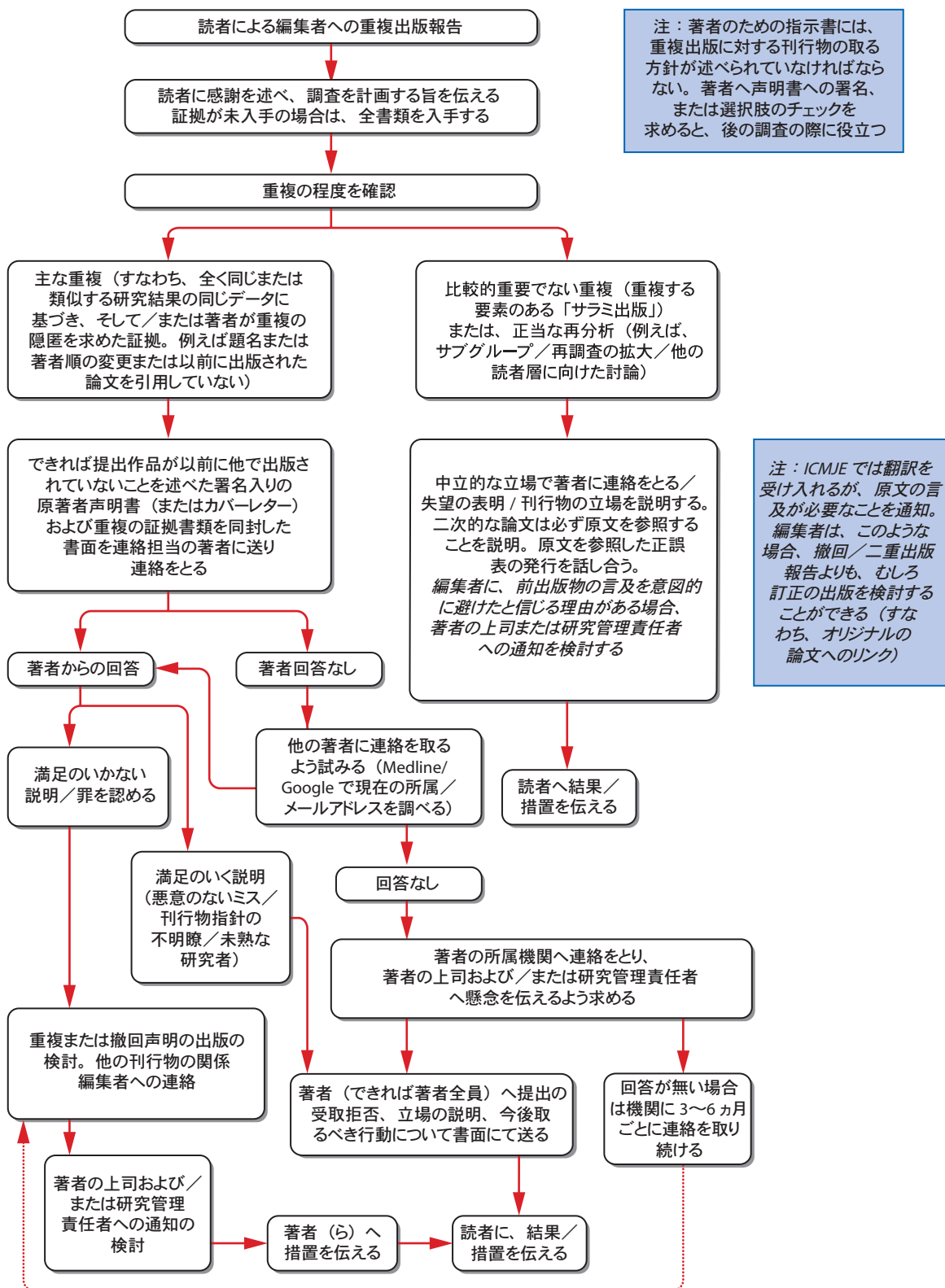
(a) 投稿論文に重複出版の疑義がある



出版倫理委員会のための改正 ワイリー・ブラックウェル
© 2008年 出版倫理委員会

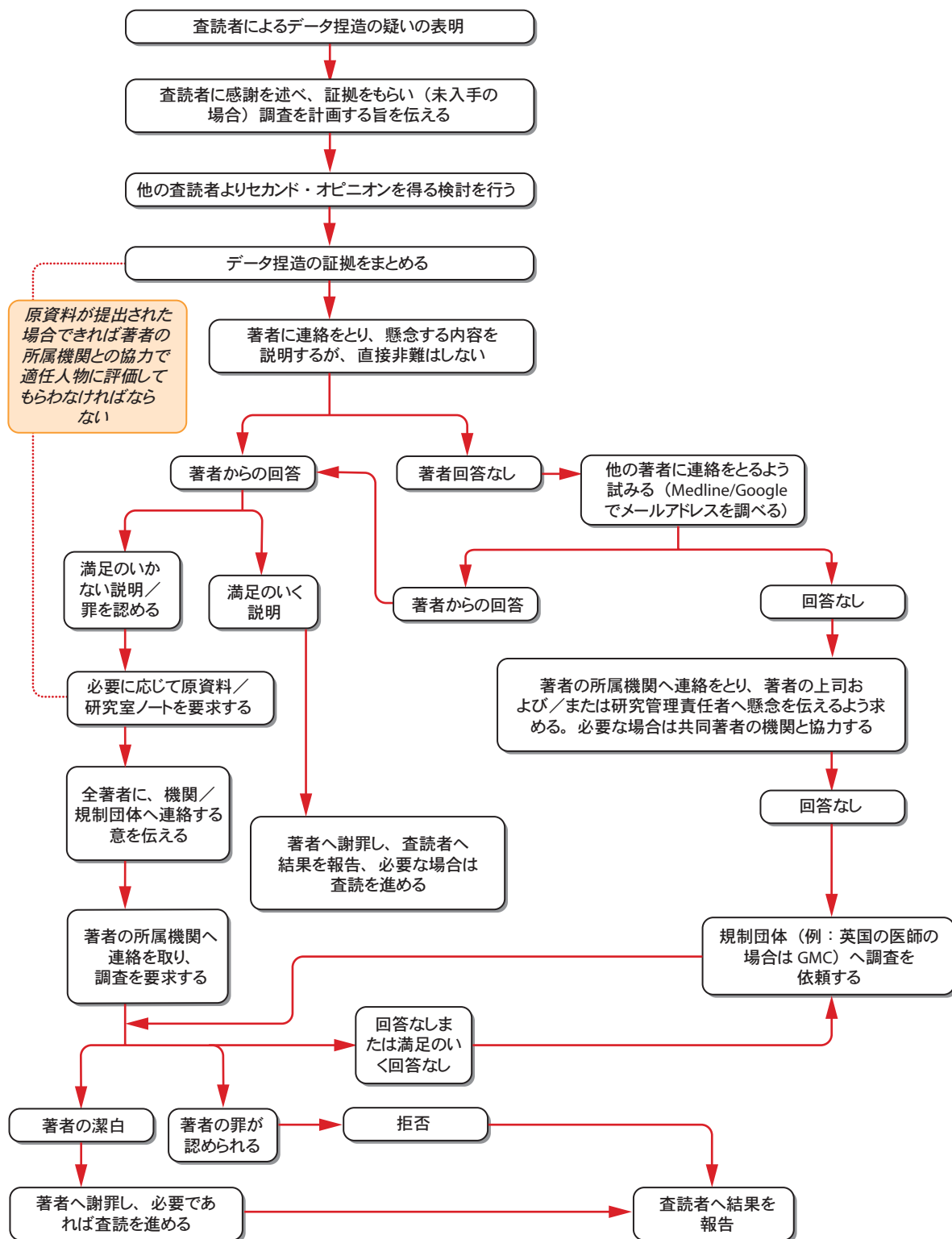
重複（二重）出版の疑義がある場合の対処法

(b) 出版論文に重複出版の疑義がある



データ捏造の疑義がある場合の対処法

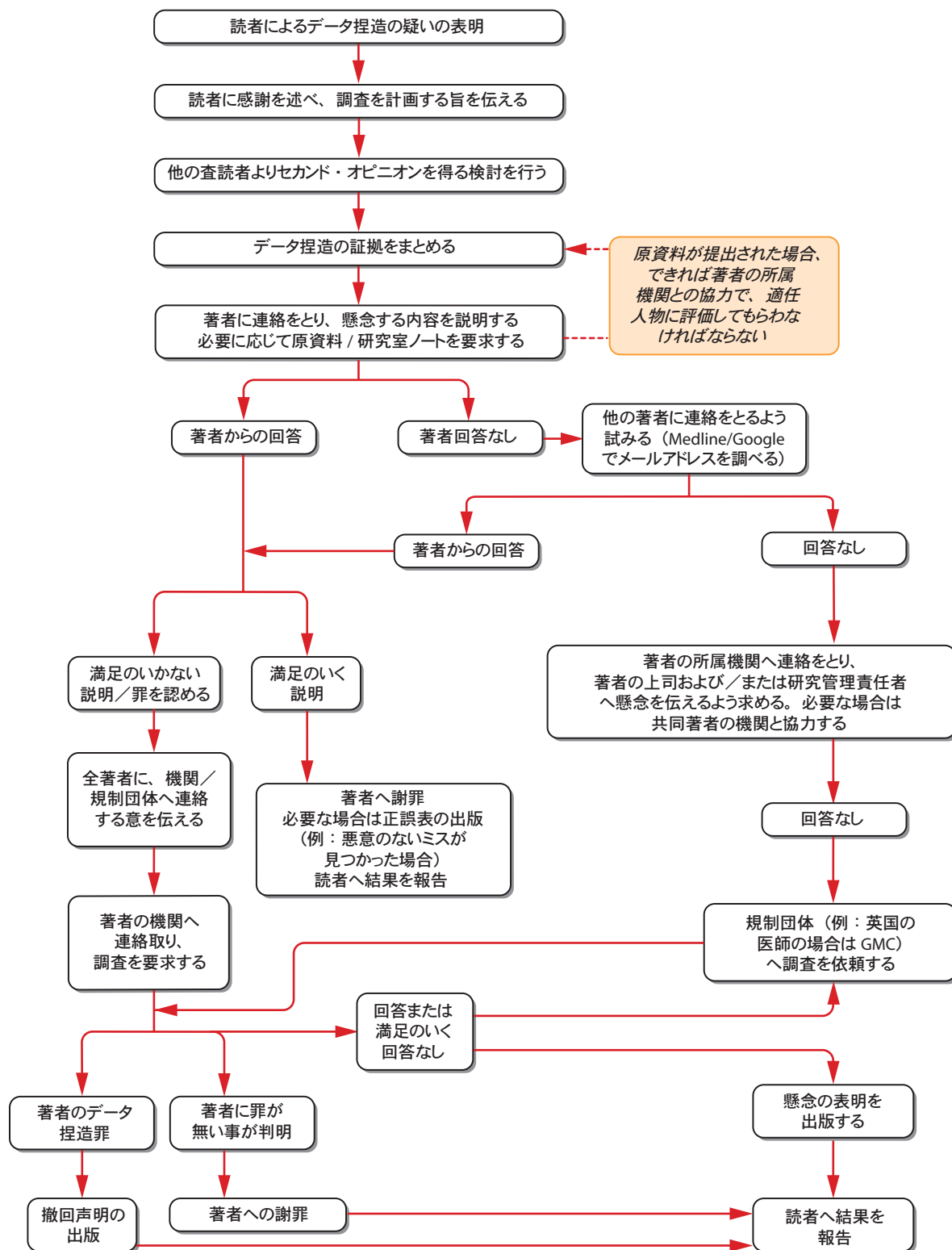
(a) 投稿論文にデータ捏造の疑義がある



出版倫理委員会のための改正 ワイリー・ブラックウェル
 © 2008 年 出版倫理委員会

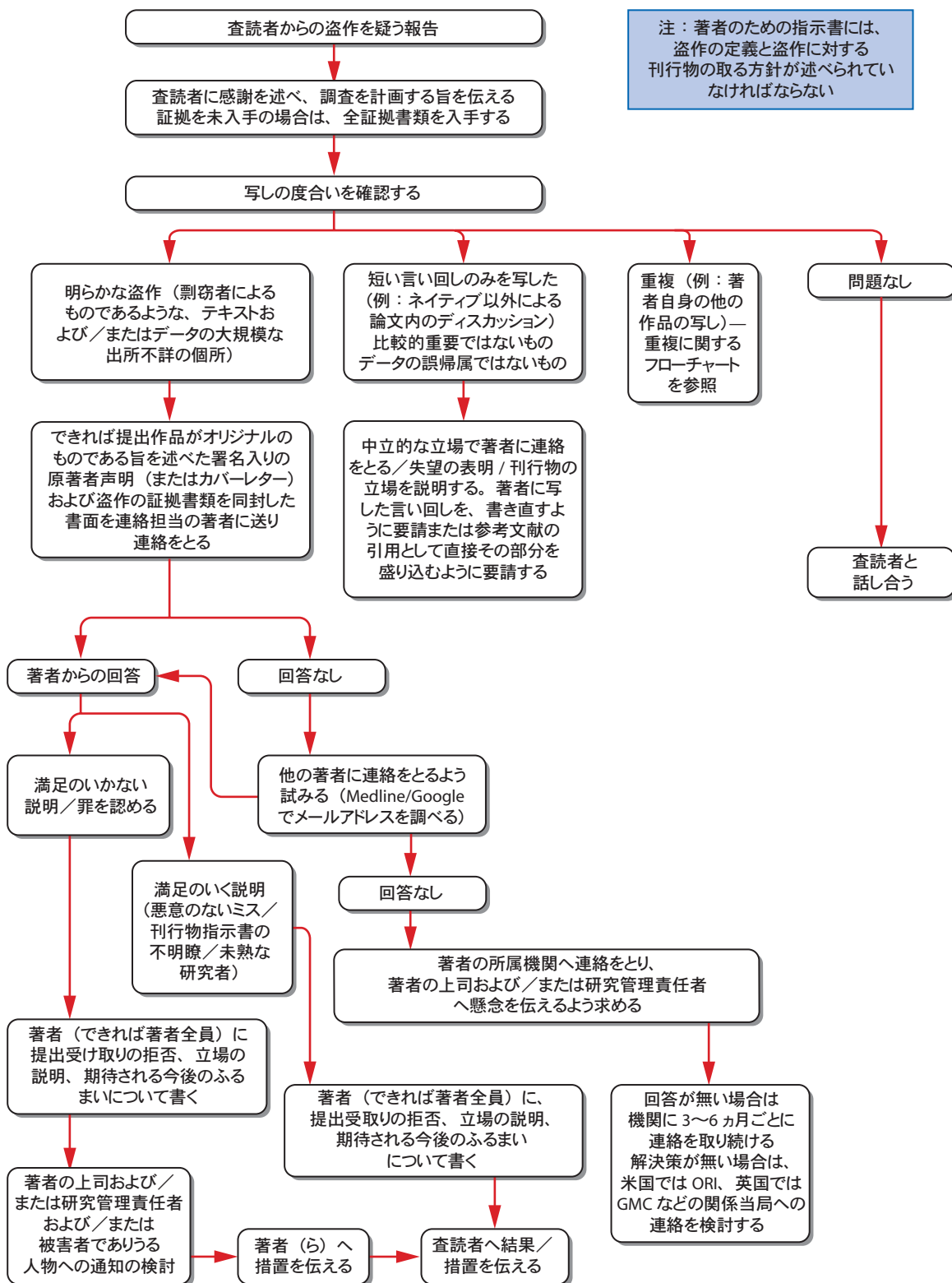
データ捏造の疑義がある場合の対処法

(b) 出版論文にデータ捏造の疑義がある



盗作の疑義がある場合の対処法

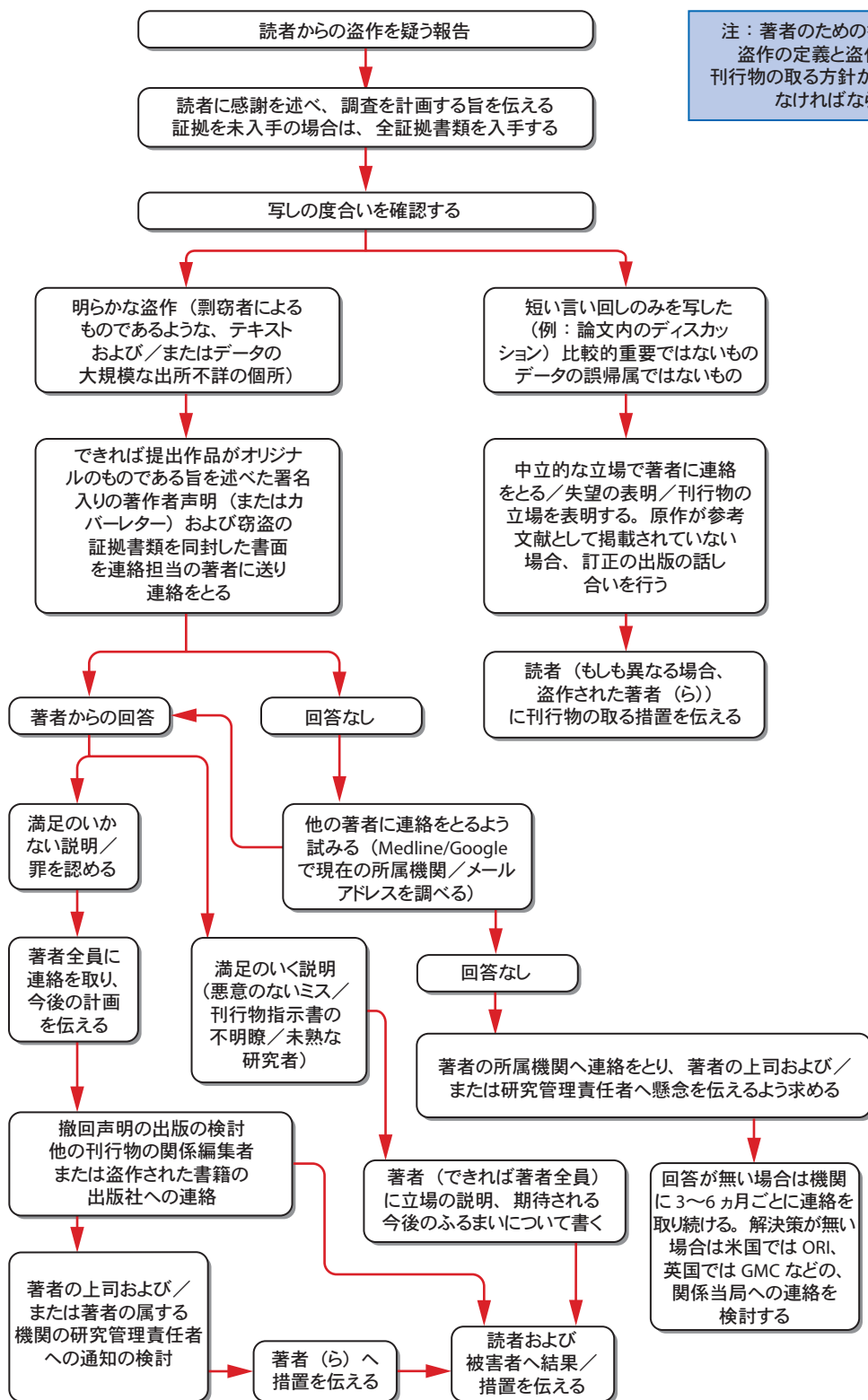
(a) 投稿論文に盗作の疑義がある



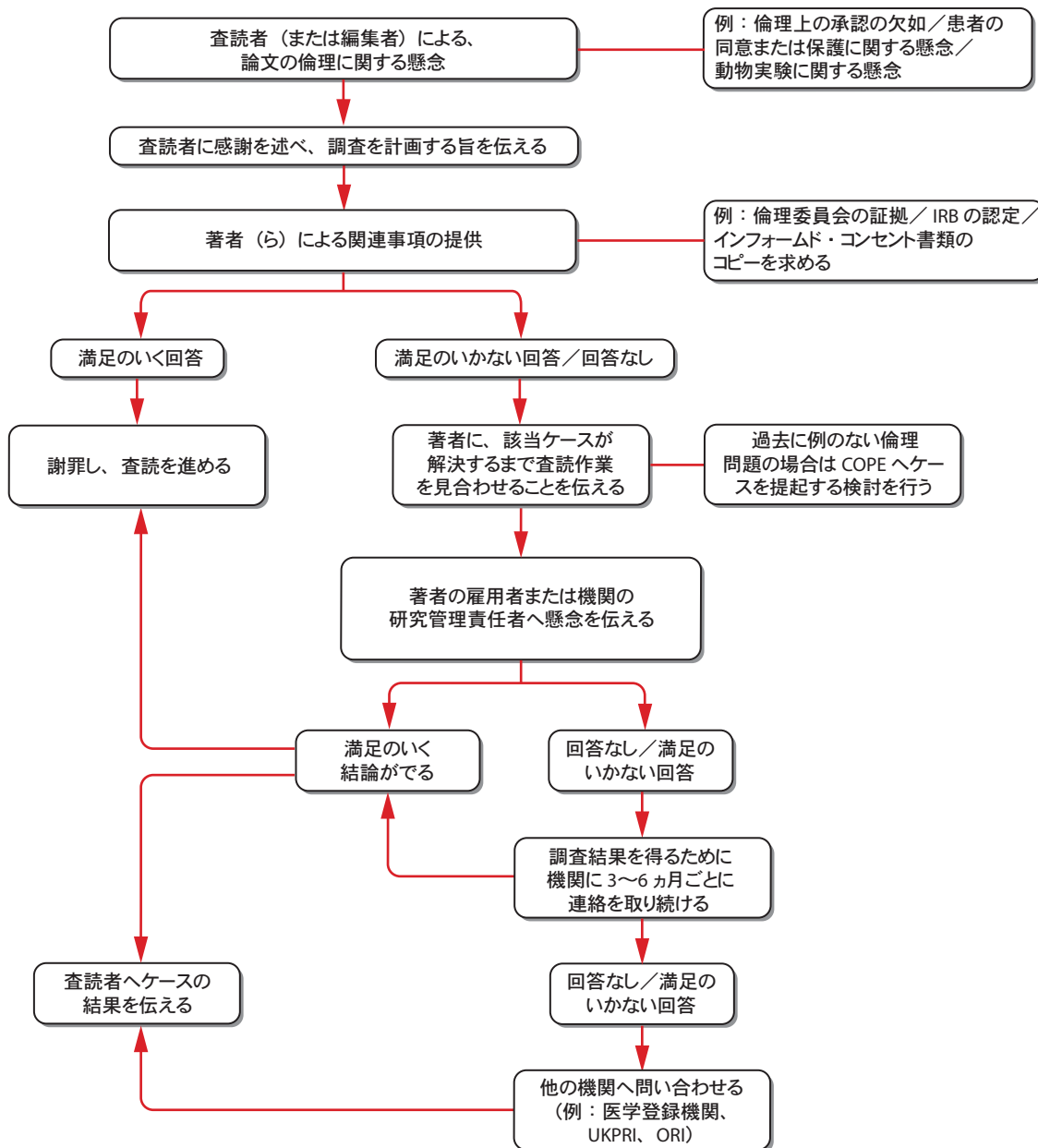
出版倫理委員会のための改正 ワイリー・ブラックウェル
© 2008 年 出版倫理委員会

盗作の疑義がある場合の対処法

(b) 出版論文に盗作の疑義がある

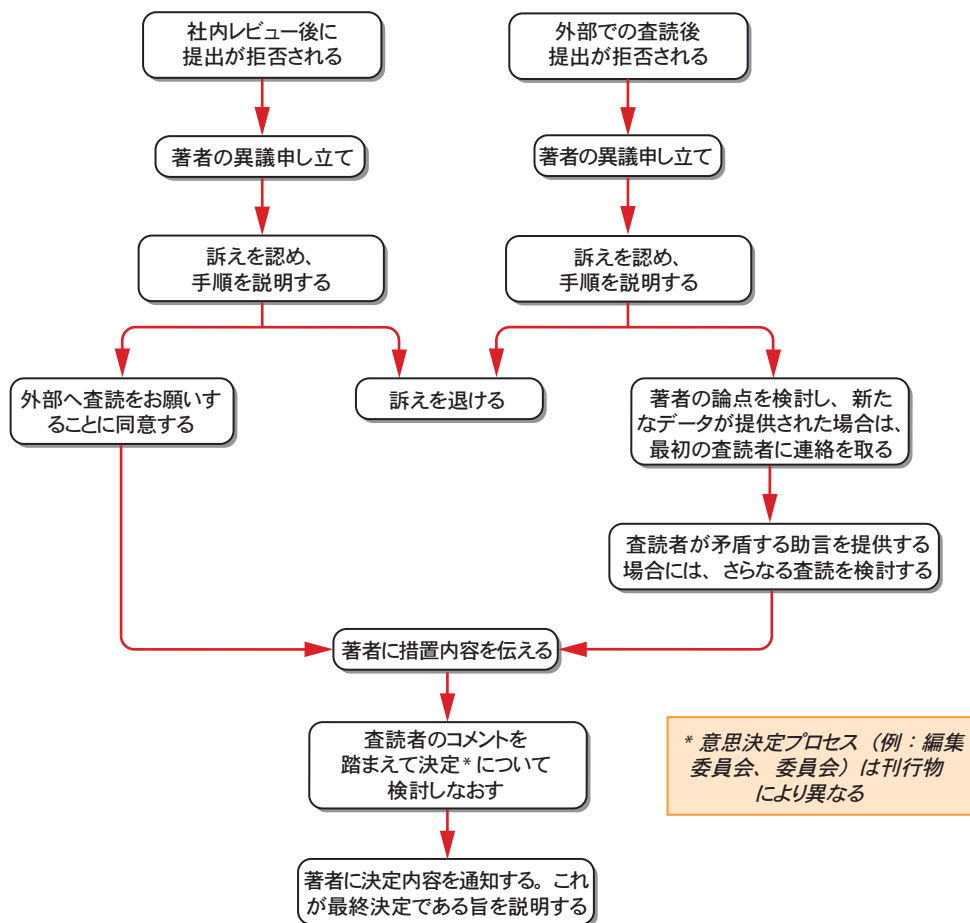


投稿論文に倫理問題の疑義がある場合の対処法

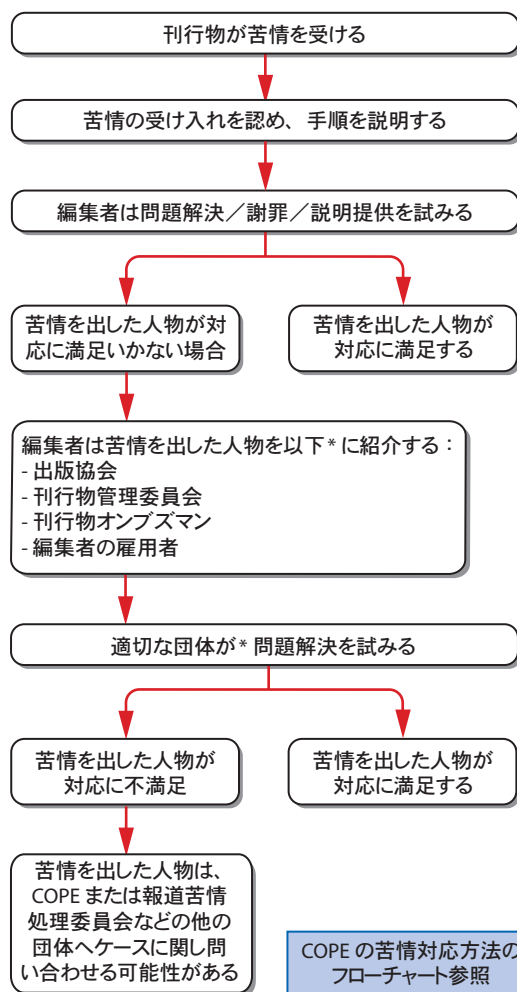


出版倫理委員会のための改正 ワイリー・ブラックウェル
© 2008 年 出版倫理委員会

編集決定への異議申し立てに対する対処法



刊行物に対して苦情が出された場合の対処法

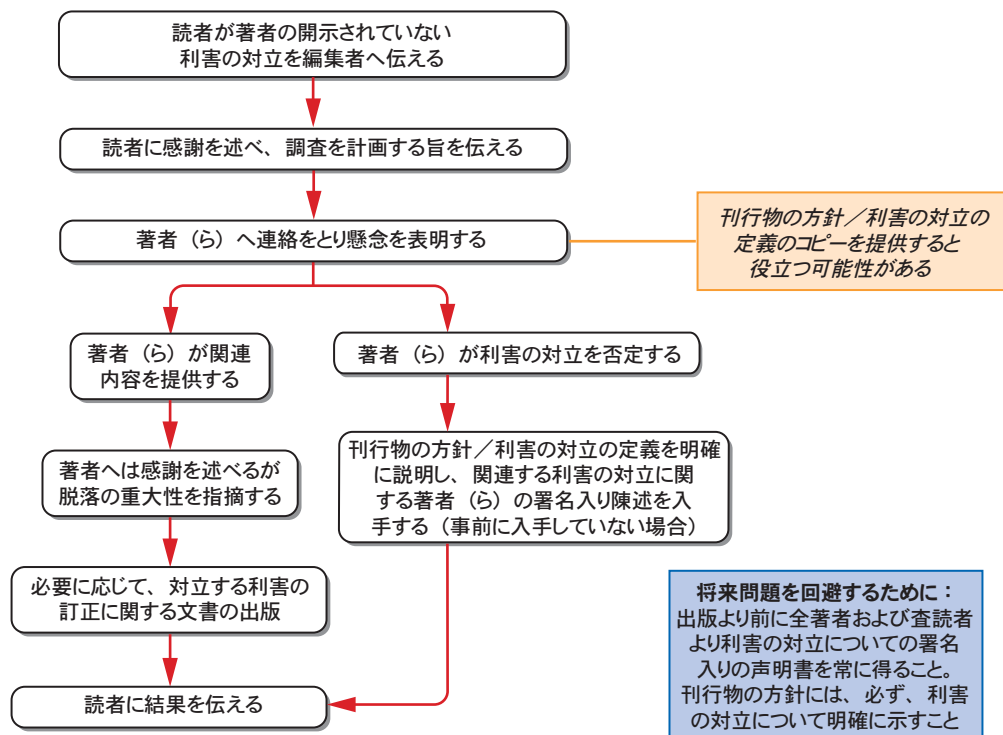


注：苦情へ正しく対応するために、編集者は、刊行物における手続きが同意され、契約内で取り決められているものであることを保証しなければならない

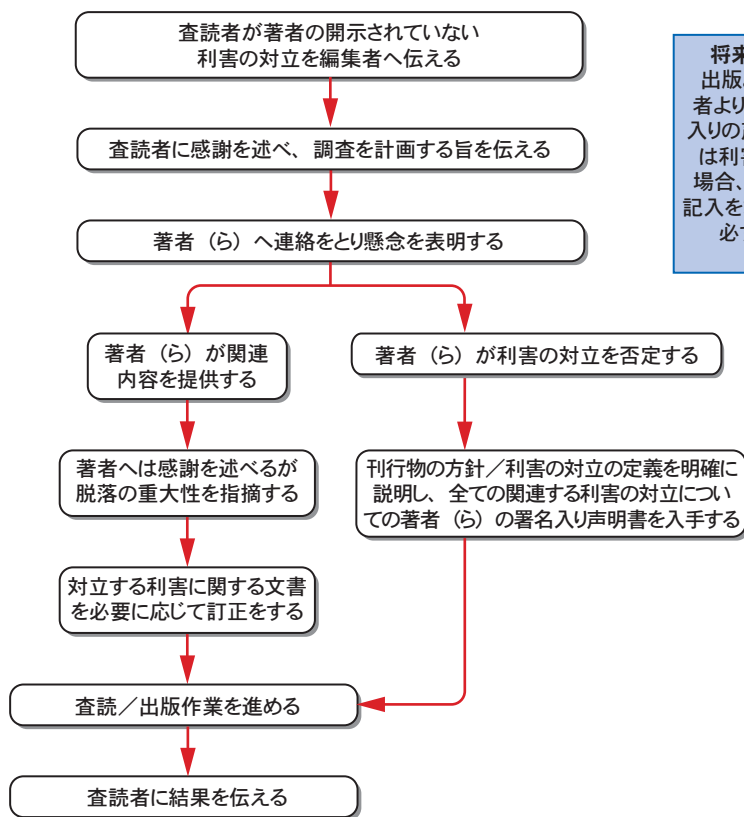
* 苦情に対応する適切な団体は、刊行物の組織体制、編集者の契約により異なる

COPE の苦情対応方法のフローチャート参照

読者が出版論文に開示されていない利害対立の疑義があると考える場合の対処法



査読者が投稿論文に開示されていない利害対立の疑義があると考えた場合の対処法



将来問題を回避するために：
 出版より前に全著者および査読者より利害の対立についての署名入りの声明書を常に得ること（または利害の対立が無いと言明する場合、その旨の選択肢にチェック記入を求める）刊行物の方針には、必ず、利害の対立について明確に示すこと

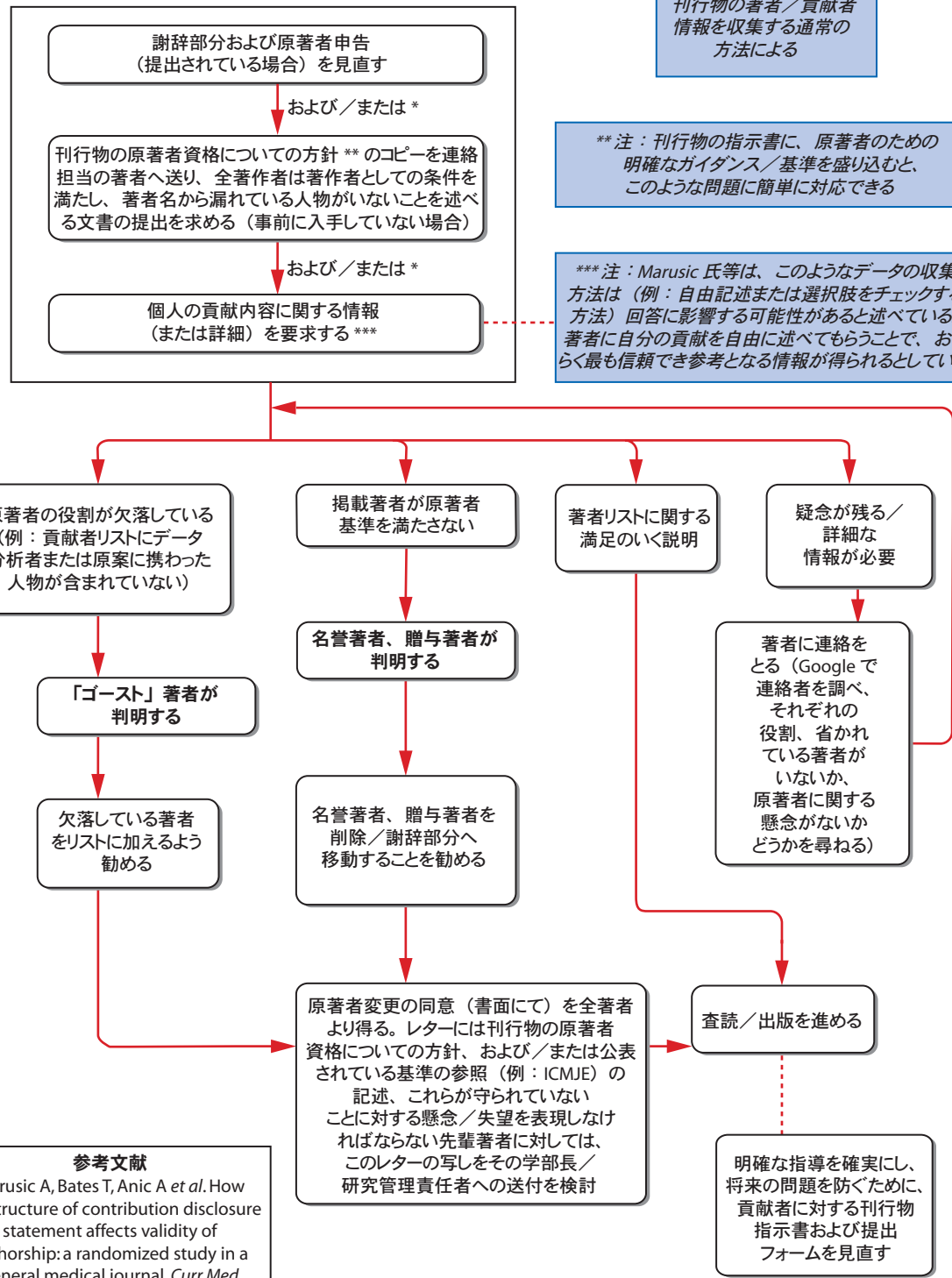
出版倫理委員会のための改正 ワイリー・ブラックウェル
 © 2008 年 出版倫理委員会

ゴースト著者、名誉著者、贈与著者等、原著者の疑義がある場合の対応
 (「原著者の変更」についてのフローチャートも参照。このような要求はゴースト著者または名誉著者の存在を示す可能性がある)

*注：最初にとる行動は
 刊行物の著者／貢献者
 情報を収集する通常の方法による

**注：刊行物の指示書に、原著者のための
 明確なガイダンス／基準を盛り込むと、
 このような問題に簡単に対応できる

***注：Marusic 氏等は、このようなデータの収集
 方法は（例：自由記述または選択肢をチェックする
 方法）回答に影響する可能性があるとして述べている。
 著者に自分の貢献を自由に述べてもらうことで、おそ
 らく最も信頼でき参考となる情報が得られるとしている。

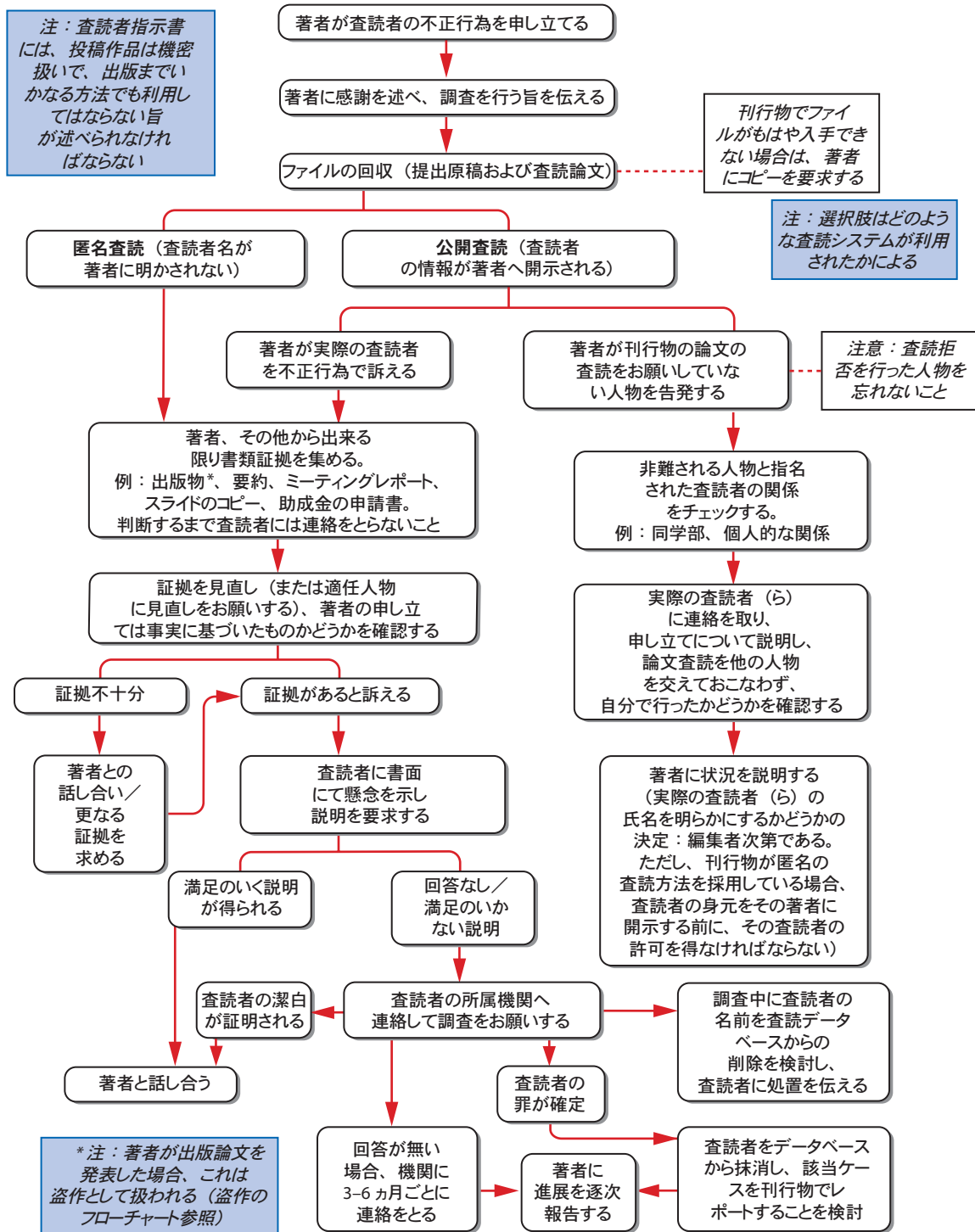


参考文献
 Marusic A, Bates T, Anic A et al. How
 the structure of contribution disclosure
 statement affects validity of
 authorship: a randomized study in a
 general medical journal. *Curr Med
 Res Opin* 2006;**22**:1035-44

出版倫理委員会のための改正 ワイリー・ブラックウェル
 © 2008 年 出版倫理委員会



査読者が著者の着想およびデータを盗用した疑義がある場合の対処法



出版倫理委員会のための改正 ワイリー・ブラックウェル
© 2008 年 出版倫理委員会

倫理方針テンプレート

投稿規定やオンライン投稿システムをアップデートするための補助資料

このテンプレートは、編集者が、投稿規定やオンライン投稿システムに、内容や機能を追加したい場合に利用できるものである。編集者はアイテム一覧から選択することができる。ここに挙げられるアイテムは「出版倫理の最良実践ガイドライン：出版者の視点」[1]にて概説されているものである。

1. Graf C, Wager E, Bowman A et al. Int J Clin Pract 2007; 61 (s152):1-26.

優先事項提案は青色で示す

トピック	投稿規定に加える説明表現	詳細説明
資金	著者は、各自の研究およびその出版物、または研究出版ではない場合は各自の出版物への全出資源を開示しなければならない。	オンライン投稿システムでは、ボックスのチェック、はい/いいえの回答、および/または、適宜自由記述欄を設けて、説明表現を簡略化 当研究およびその出版物は（研究出版ではない場合は、それぞれの出版物）どのように資金を得て行われているのか？（該当する場合は認可番号を添えて全出資者をリストアップする） [自由記述] 投稿規程に加える
スポンサーの役割	著者は、出版物の基となる全てのデータに完全にアクセスしたかどうかを説明しなければならない。	著者は、該当の出版物の基となる研究データへ完全にアクセスしたかどうかを説明する。 [ボックスをチェック] 投稿規程に加える カバーレターに含めるよう求める
	研究デザイン、データ収集、データ分析、論文準備、出版決定における出資者の関与は、明確に説明されなければならない。	投稿規程に加える
利害の対立	著者は、関連する競合利益（金銭面および個人面の両方）を明らかにしなければならない。	投稿規程に加える カバーレターに含めるよう求める
	著者は、各自の出版から利益を受ける可能性のある企業、機関の金銭的利益の詳細を（例：雇用、多額の株式所有、特許権、コンサルタント、研究出資）すべて提供しなければならない。	著者の中に、該当の出版から利益を受ける可能性のある企業、機関において、金銭上の利益（例：雇用、多額の株式所有、特許権、コンサルタント、研究出資）を受けける人物がいるか？ [はい/いいえ] はいと回答した場合、詳細を述べよ*。 <ul style="list-style-type: none">米ドル/ユーロ/英ポンドを超える株所有権* [ボックスをチェック]過去3年間に米ドル/ユーロ/英ポンド*を超える研究出資 [ボックスをチェック]過去3年間に米ドル/ユーロ/英ポンド*を超えるコンサルタント費 [ボックスをチェック]過去3年間に米ドル/ユーロ/英ポンド*を超える会議出席への出資 [ボックスをチェック]前年度の総収入の%を超える収入またはそれに相当するもの* [ボックスをチェック] 提案基準より低い収入または、出版物に関連すると考えられる早期の収入も報告しなければならない。 [* 刊行物は、開示に適切な基準または責務を定めなければならない。 例：米ドル 10,000 未満；米ドル 10,000 超および適切な開示時期スケール] 投稿規定に加える
	著者全員は、読者または編集者が、その出版物に関連すると考え得る競合利益の可能性の詳細全てを提供しなければならない。（例：政治/宗教の所属）	著者の中に、読者または編集者がその出版物に関連すると考え得る競合利益を得る人物がいるか（例：政治/宗教の所属） [はい/いいえ] 「はい」と回答した場合、説明せよ。 [自由記述] 投稿規定に加える

倫理方針テンプレート（続き）

優先事項の提案は青色で示す

トピック	投稿規定に加える説明表現	詳細説明
原著者	原著者の信用度表示は以下による： <ul style="list-style-type: none">研究計画、データの収集、分析または解釈への多大な貢献論文を下書きまたは修正を批判的に行っている投稿原稿および最終版の承認 著者は3つの基準をクリアしていなければならない。	投稿規定に加える カバーレターに含めるよう求める
	著者は、全掲載著者がこれらの基準を満たし、原著者として適任の人物が省かれていないという旨を述べた声明文を提供しなければならない。	掲載著者の全てが多大な貢献を供したことを宣言する： <ul style="list-style-type: none">研究計画、データの収集、分析または解釈論文を下書きまたは修正を批判的に行う全著者が投稿原稿に賛同している 我々はまた、原著者として適任の人物が掲載著者リストから省かれていないと宣言する。 [ボックスをチェック] カバーレターに含めるよう求める
	刊行物が原著者声明書を採用する場合、各著者が署名した原著者声明書のコピーを刊行物オフィスへ郵送で送らなければならない。	
	連絡担当の著者は、責任を持って著者全員と連絡をとり出版に向けた最終版への承認を得なければならない。	連絡担当の著者は、著者全員と連絡をとり、出版に向けた最終版への承認を得ることに同意する。 [ボックスをチェック] 投稿規定に加える。
貢献者の役割	著者は研究およびその出版物への各貢献者についての短い説明文を提出しなければならない。	各貢献者の研究およびその出版物への貢献について簡潔に説明（例：研究計画、データ分析、論文草案）。 [自由記述] 投稿規定に加える。
	著者は著者としての基準を満たしてはいないが研究に寄与した人物を認めなければならない。	投稿規定に加える。
	著者は受けた援助は全て認めなければならない（例：執筆援助提供、文献探し、データ分析、管理サポート、資料提供）。援助への出資がある場合、その旨を述べ他の出資情報に含まなければならない／援助にどのような出資がおこなわれたかを説明し、他の出資情報に含まなければならない。	当研究またはその出版物は、金銭以外または現物の出資により行われたものか？（例：執筆援助提供、文献探し、データ分析、管理サポート、資料提供）。 [はい/いいえ] 「はい」と回答の場合、詳細を述べよ。 [自由記述] 投稿規定に加える。
	謝辞に入れられる人物全てから書面による承認を入手しなければならない。	謝辞に入れられる人物全てから書面による承認を入手している。 [ボックスをチェック] 投稿規定に加える。

優先事項の提案は青色で示す

トピック	投稿規定に加える説明表現	詳細説明
所有権	著者は、投稿作品が自分のものであり、その出版による著作権の違反行為がないことを宣言しなければならない	私／我々は、投稿作品が自分／我々のものであり、その出版による著作権の違反行為がないことを宣言する。 [ボックスをチェック]
	著者は、他の著作権所有出版物から複製する素材に関し許可通知書の写しを提供しなければならない（例：図表）。	他の著作権所有出版物から複製した素材（例：図表）に関し、許可通知書の写しを郵送しなければならない。 [はい／該当なし] 投稿規定に加える
	注：この文言はエクスクルーシブ・ライセンス・フォーム、オンライン・オープン・フォーム、著作権指示フォーム (Exclusive Licence Form, the OnlineOpen Form, and the Copyright Assignment Form) 内でも使用されているものである	
独自性	著者は投稿作品の全文が以前に出版されておらず、他での出版の検討が無い旨を宣言しなければならない。	私／我々は投稿作品の全文が以前に出版されておらず、他での出版の検討が無いと宣言する。 [ボックスをチェック] 投稿規定に加える カバーレターに含めるよう求める
	要約の出版および科学会議での発表は、全文出版を阻むものではない。	投稿規定に加える。
	臨床実験は登録し、出版物は実験登録の登録番号および名前を掲載しなければならない。	臨床実験内容： • 実験登録番号 [自由記述] • 臨床実験名 [自由記述] 情報が得られない場合には、説明を述べよ。 [自由記述] 投稿規定に加える。
	著者は、該当のデータの再出版（例：二次分析または翻訳）が、重複出版にならず、著作権違反となることなく、そのオリジナルの出版物名を記載すると宣言しなければならない。	私／我々は、該当のデータの再出版（例：二次分析または翻訳）が、重複出版にならず、著作権違反となることなく、そのオリジナルの出版物名を記載すると宣言する。 [ボックスをチェック] 投稿規定に加える。

倫理方針テンプレート（続き）

優先事項の提案は青色で示す

トピック	投稿規定に加える説明表現	詳細説明
倫理上の フレーム ワーク／研究 被験者の 保護	全著者は以下に挙げる倫理／研究基準の順守が求められる（研究分野により適するものをリストアップする。例：世界医師会ヘルシンキ宣言、臨床試験実施に関する基準）。	当研究は、** に準じて行われた。 [ボックスをチェック] (** リストは研究分野に適したものの。例：世界医師会ヘルシンキ宣言、臨床試験実施に関する基準)。 投稿規定に加える。
	人間の参加者が係る試験を記載する論文原稿の著者は、適切な同意が得られたことを保証しなければならない。	全研究参加者より、適切な同意が得られた。 [はい／いいえ／該当なし] 「いいえ」と答えた人は、説明してください。 [自由記述] 投稿規定に加える。 カバーレターに含めるよう求める。
	出版物より、個人の身元が判明しうる場合には（例：医学、心理学、犯罪ケース、画像より）、著者は該当の個人から明確な同意を得る、および／またはこの件に関する刊行物のガイドラインを順守しなければならない。	当出版物に含まれるデータ、画像から身元が判明し得る個人からの出版の同意を得ている（死亡している場合は家族の了承）。 [はい／いいえ／該当なし] いいえと答えた人は、説明せよ。 [自由記述] 投稿規定に加える。 カバーレターに含めるよう求める。
	動物の実験について記載してある論文原稿の著者は、動物への痛みおよび不快が最小限に留められるよう適切な処置がとられたことを保証しなければならない。	私／我々が当研究で行った動物の実験において、動物への痛みおよび不快が最小限に留められるよう適切な処置がとられたことを宣言する。 [ボックスをチェック] 投稿規定に加える。 カバーレターに含めるよう求める。
査読システム	刊行物の出版規定には、採用される査読プロセスについて述べられていなければならない（例：査読者の名前を公表しない査読、査読者の名前を公表する査読、複数の査読者による査読）。	投稿規定に加える。
	刊行物の出版規定には、セクションごとの査読プロセスの相違の説明を掲載しなければならない（例：レターまたは論説は査読の対象になるか）。	投稿規定に加える。
	刊行物の出版規定では、補足や他の出資品目、特にこれらが通常の刊行物に使われたものと異なる場合の査読プロセスについて説明しなければならない。	投稿規程に加える。
	刊行物で査読が行われていないセクション（例：書評）は、明らかにされなければならない。	投稿規定に加える。
	刊行物の出版規定は、著者がどのように編集決定に異議申し立てを行うことができるか、刊行物に向けられた苦情がどのように扱われるのかを説明しなければならない。	投稿規定に加える。

優先事項の提案は青色で示す

トピック	投稿規定に加える説明表現	詳細説明
研究および出版の不正行為	刊行物の出版規定には、研究および出版に不正行為の疑義がある場合、その対応策に関して刊行物の方針を規定しておくものとする。	投稿規定に加える。
	刊行物出版規定には、著者が研究および出版の不正行為を犯していると判明した場合にとる対応手順を規定しておくものとする。	投稿規定に加える。
	この刊行物は、COPE（出版倫理委員会）のガイドラインを支持し、研究および出版に不正行為の疑義がある場合、そのケースの解明を行う（例：改ざん、捏造、盗作、不適切な画像操作、重複出版）。この場合、刊行物は COPE フローチャート (http://www.blackwellpublishing.com/publicationethics/) に規定しているプロセスに従う。	投稿規定に加える。
正誤表、撤回、懸念の表明	刊行物の方針には、著者（および読者）が出版物内に誤りを発見した場合、または出版物の正当性に懸念の理由がある場合、編集者にその旨通知するよう、定められなければならない。	投稿規定に加える。

参考文献

1. International Committee of Medical Journal Editors. Uniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals: Writing and Editing for Biomedical Publication. www.ICMJE.org. Accessed on October 23, 2006.
2. Blackwell Publishing. Copyright FAQs section 1.23 'What is the situation regarding dual publication?'. http://www.blackwellpublishing.com/author/faqs_copyright.asp#1.23. Accessed on October 23, 2006.
3. World Health Organization. The World Health Organization announces new standards for registration of all human medical research. <http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2006/pr25/en/index.html>. Accessed on October 23, 2006.
4. Office of Research Integrity. Managing allegations of scientific misconduct: A guidance document for editors. http://ori.dhhs.gov/documents/masm_2000.pdf. Accessed on October 23, 2006.
5. Committee on Publication Ethics. Guidelines on good publication and code of conduct. <http://www.publicationethics.org.uk/guidelines>. Accessed on October 23, 2006.
6. UK Panel for Research Integrity in Health and Biomedical Sciences. <http://www.ukrio.org.uk/home/index.cfm>. Accessed on October 23, 2006.
7. World Medical Association Declaration of Helsinki. Ethical principles for medical research involving human subjects. <http://www.wma.net/e/policy/b3.htm>. Accessed on October 23, 2006.
8. US Food and Drug Administration. Good clinical practice in FDA-regulated clinical trials. <http://www.fda.gov/oc/gcp/default.htm>. Accessed on October 23, 2006.
9. Medicines Research Council. Guidelines for good clinical practice in clinical trials <http://www.mrc.ac.uk/Utilities/Documentrecord/index.htm?d=MRC002416>. Accessed on October 24, 2006.
10. Association for the Study of Animal Behaviour. Guidelines for the treatment of animals in behavioural research and teaching. *Animal Behaviour* 2006;71: 245-253.
11. Biosciences Federation. Website Information on the Use of Animals in Research, 2007. <http://www.bsfc.ac.uk/asg/resources/websiteinfo.htm>. Accessed on April 9, 2008.
12. Blackwell Publishing. Copyright FAQs section 1.22 'What is the situation regarding retractions?' http://www.blackwellpublishing.com/bauthor/faqs_copyright.asp#1.22. Accessed on October 23, 2006.
13. Office of Research Integrity/Yale University. Ethics of Peer Review: A Guide for Manuscript Reviewers. <http://ori.hhs.gov/education/products/yale/>. Accessed on October 23, 2006.
14. Horton R. Conflicts of interest in clinical research: opprobrium or obsession? *Lancet* 1997;349:1112-13.
15. Smith R. Conflict of interest and the BMJ. *BMJ* 1994;308:4-5.
16. Hames, Irene. Peer Review and Manuscript Management in Scientific Journals: Guidelines for Good Practice. Oxford: Wiley-Blackwell, 2007.
17. Council of Science Editors. White Paper on Promoting Integrity in Scientific Journal Publications. http://www.councilscienceeditors.org/editorial_policies/white_paper.cfm. Accessed on October 24, 2006.
18. Committee on Publication Ethics. Cases. <http://www.publicationethics.org.uk/cases>. Accessed on October 24, 2006.
19. World Association of Medical Editors. WAME policy statements. <http://www.wame.org/wamestmt.htm>. Accessed on October 24, 2006.
20. Good Publication Practice for pharmaceutical companies. <http://www.gpp-guidelines.org/>. Accessed on October 24, 2006.
21. American Medical Writers Association. Code of Ethics. <http://www.amwa.org/default.asp?Mode=DirectoryDisplay&d=223>. Accessed on October 24, 2006.
22. European Medical Writers Association guidelines on the role of medical writers in the development of peer-reviewed publications. <http://www.emwa.org/Mum/EMWAguidelines.pdf>. Accessed on October 24, 2006.
23. American Statistical Association. Ethical Guidelines for Statistical Practice. <http://www.amstat.org/profession/index.cfm?fuseaction=ethicalstatistics>. Accessed on October 24, 2006.
24. American Chemical Society. Ethical Guidelines. <http://pubs.acs.org/instruct/ethic.html>. Accessed on October 24, 2006.
25. American Psychological Association. Ethical Principles of Psychologists and Code of Conduct, section 8 'Research and Publication'. <http://www.apa.org/ethics/code2002.html#8>. Accessed on October 24, 2006.
26. Consolidated Standards of Reporting Trials (CONSORT). <http://www.consort-statement.org/>. Accessed on October 24, 2006.
27. Standards for Reporting of Diagnostic Accuracy (STARD). <http://www.consort-statement.org/stardstatement.htm>. Accessed on October 24, 2006.
28. Blackwell Publishing. Copyright FAQs, section 1.21 'What is the situation regarding plagiarism?' http://www.blackwellpublishing.com/bauthor/faqs_copyright.asp#1.21. Accessed on October 24, 2006.
29. Blackwell Publishing. Copyright FAQs, section 1.24 'Can you provide advice regarding libel, slander and obscenity?' http://www.blackwellpublishing.com/bauthor/faqs_copyright.asp#1.23. Accessed on October 24, 2006.
30. Blackwell Publishing. Copyright FAQs. http://www.blackwellpublishing.com/bauthor/faq_main.asp. Accessed on November 17, 2006.



**WILEY-
BLACKWELL**

www.BlackwellPublishing.com/PublicationEthics

